

平成29年度版
業 務 概 要
(平成28年度実績)

秋田県中央児童相談所
秋田県北児童相談所
秋田県南児童相談所

目 次

1	児童相談所の沿革・現況	1
(1)	沿 革	1
(2)	現 況	2
(3)	管内概況	3
2	平成29年度運営方針及び事業計画	4
(1)	平成29年度運営方針	4
(2)	平成29年度主要事業	5
(3)	平成29年度年間事業計画	6
3	児童相談所の組織及び職員の配置状況	7
(1)	職員の配置状況	7
(2)	組織図	7
4	児童相談所の機能	8
5	児童相談の種別及び内容	9
6	平成28年度事業実施状況	10
7	相談の受付状況	11
(1)	受付件数の推移	11
(2)	経路別受付状況	12
(3)	年齢別受付状況	14
(4)	養護相談主訴別受付状況	16
(5)	非行相談主訴別受付状況	17
(6)	いじめに関する相談	19
8	相談の処理状況	20
(1)	相談種別処理状況	20
(2)	児童福祉施設入所・通所、里親委託の措置及び障害児施設契約状況	22
(3)	里親委託の状況	23
9	虐待相談の状況	24
(1)	受付件数	24
(2)	処理件数	24
10	電話相談の状況	25
(1)	「子ども・家庭110番」の相談状況	25
(2)	「24時間・365日電話相談」の相談状況	26
(3)	「メール相談」の相談状況	27

11 児童福祉司活動状況	28
(1) 相談活動状況	28
(2) 児童福祉司指導ケースの指導状況（法第27条第1項第2号）	29
(3) 施設入所ケースの指導状況（法27条第1項第3号）	30
(4) 面接調査等の状況	31
12 判定指導業務	32
(1) 心理診断実施状況	32
A 児童に対する心理検査実施状況	32
B 心理診断実施状況	33
C 相談種別心理診断実績（延べ件数）	34
D 地区別出張心理診断件数	36
(2) 心理療法・カウンセリング等実施状況	37
13 一時保護業務	38
(1) 一時保護の状況	38
(2) 性別・年齢別状況	39
(3) 出身地区別状況	40
(4) 保護日数状況	41
(5) 保護終了後の処遇	42
(6) 週間児童生活プログラム	43
14 保健業務	44
(1) 児童に対する医学診断指導及び保健指導実施状況	44
(2) 嘱託医（精神科医）の業務実績	45
(3) 医学診断実施状況	45
15 家庭・地域への援助事業	46
(1) 巡回児童相談実施状況	46
(2) 研修生・実習生指導	47
(3) 施設見学者への対応	47
(4) 地域子育て支援啓発活動への協力（講師派遣）	48
16 児童虐待防止対策事業	50
(1) 要保護児童対策地域協議会の指導	50
(2) 啓発活動の実施	50
(3) 家族関係再構築支援事業	51
○ 児童福祉施設一覧	52
○ 中央児童相談所案内図	53
○ 北・南児童相談所案内図	54
○ 福祉団地施設配置図	

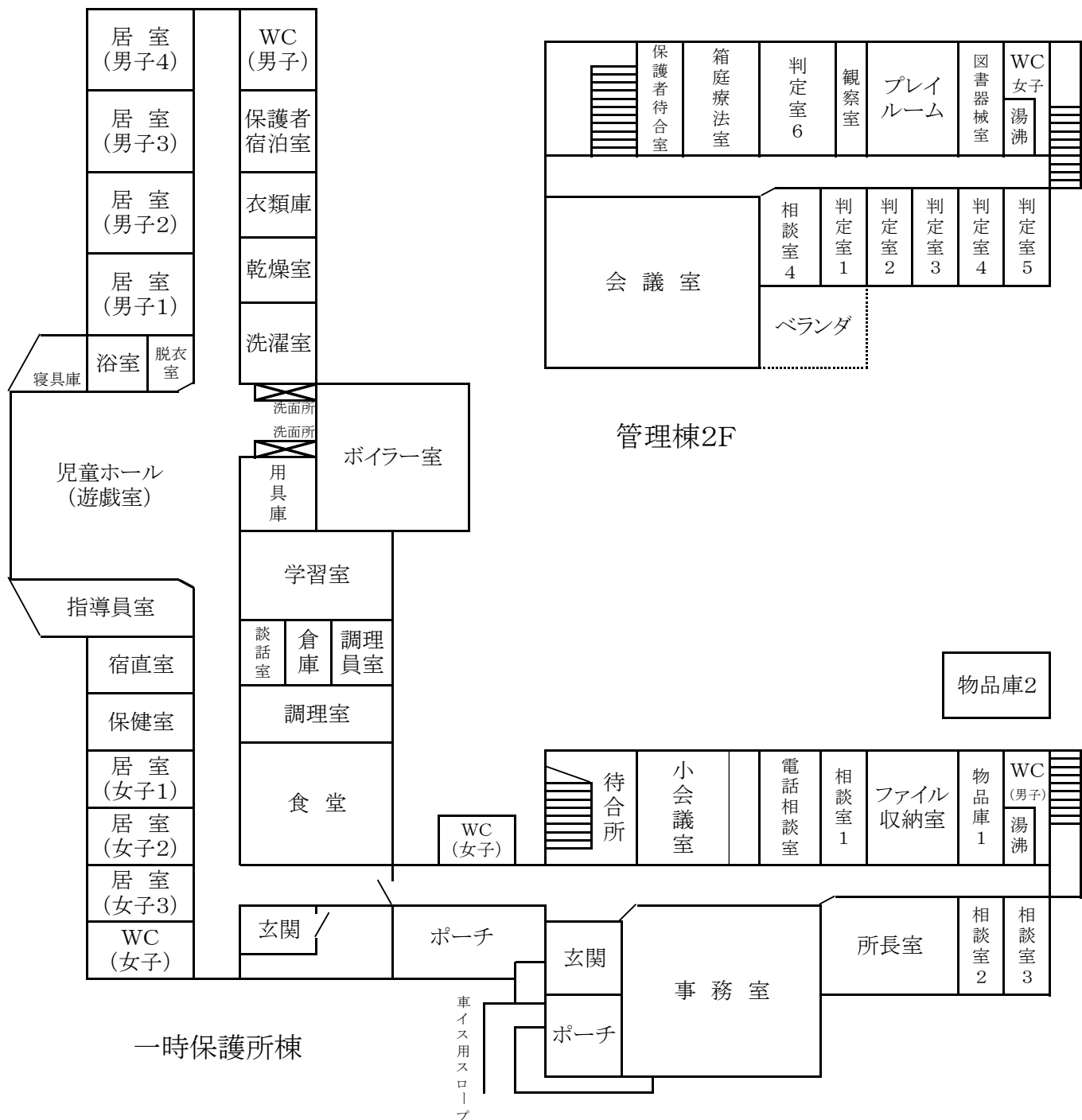
1 児童相談所の沿革・現況

(1) 沿革

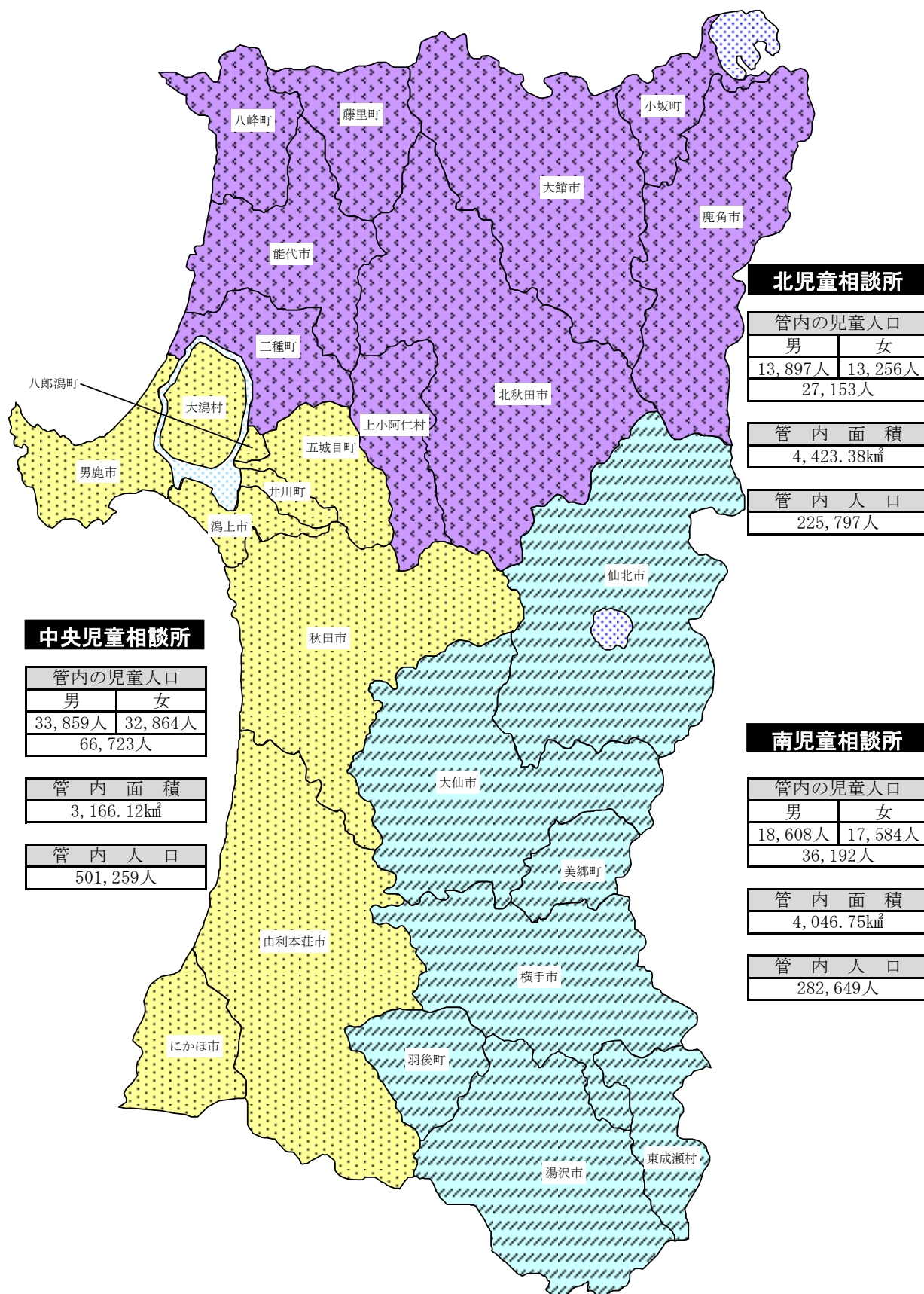
<昭和>	
22. 12. 12	児童福祉法公布
23. 6. 1	秋田市中亀ノ丁にある感恩講児童保育院の一部を借用して設置
24. 2. 1	事務室(49.5㎡)、炊事室(33㎡)、浴室(16.5㎡)を増築
24. 12. 11	女子保護室(49.5㎡)を増築
25. 4. 1	児童相談所の機能強化のため、児童福祉司5名を増員し、地方における地域活動を強化し、地方事務所駐在制をとる
26. 10. 1	児童福祉司を地方事務所民生課勤務とした
28. 4. 1	児童福祉司を地方事務所民生課勤務から、中央児童相談所勤務とし、地方事務所は兼務とした
29. 5. 1	児童福祉司を地方事務所勤務と改めた
30. 9. 1	秋田県条例第26号により福祉事務所が設置された
32. 6. 30	秋田市手形東新町上町(秋田県労働学校跡)に移転。面接室、判定室、学習室等の改築を行ったほか、男児室(2)、小児室(1)、静養室(1)及び浴室など一時保護所分として増築した
39. 4. 1	家庭相談室が各県福祉事務所に設置され、地方における児童相談業務が強化された
40. 4. 11	増築分49.5㎡、改築分663.3㎡の工事に着工、同年8月30日竣工
42. 4. 1	行政組織規則の改正により係制が設けられる(管理係、相談判定係(児童福祉司含む)、一時保護係)
45. 4. 1	行政組織規則の一部改正により相談判定係を相談調査係と判定係の二係に機構を改め強化される
47. 10. 6	秋田市新屋町字下川原の現在地(福祉団地)に新庁舎が着工される
48. 4. 1	行政組織規則の一部改正により機構が改められ、所長補佐が次長に、管理課(管理係、相談調査係)、判定課(判定係、一時保護係)の二課制となる
48. 7. 30	新庁舎落成式挙行
49. 3. 30	エネルギーセンター設置(220㎡)
53. 7. 7	職員会館設置(106.8㎡)
54. 3. 31	第2物品庫設置(32.4㎡)
57. 4. 1	行政組織規則の一部改正により総務課(総務係)、相談措置課(児童福祉司、相談調査係)、判定指導課(判定係、一時保護係)に強化される
<平成>	
2. 10. 11	家庭支援相談等事業(子ども・家庭110番事業)実施
3. 7. 1	ふれあい心の友訪問援助事業実施、不登校児童短期宿泊指導実施
4. 11. 17	ボイラ新設(事務所単独へ)、同年11月24日エネルギーセンターのボイラ廃止(集中)
6. 4. 1	行政組織規則の一部改正により係制を担当制に改め、総務課(総務担当)、相談措置課(児童指導担当、相談調査担当)、判定指導課(判定担当、保健担当、一時保護担当)3課6担当とする
10. 4. 1	改正児童福祉法施行
12. 4. 1	組織改正により、担当を班制に改め、総務班、児童指導班、相談調査班、判定班、一時保護班の5班とする(次長及び課は廃止する)
12. 11. 1	児童虐待の防止等に関する法律施行
13. 4. 1	中央児童相談所北支所(大館市)、南支所(横手市)が、健康福祉センター内に設置される
16. 10. 1	児童虐待の防止等に関する法律の一部改正施行
16. 12. 3	改正児童福祉法公布、同日から順次施行
17. 4. 1	行政組織規則の一部改正により北支所及び南支所を北児童相談所及び南児童相談所として機能強化。中央児童相談所に企画・児童虐待対応班(児童福祉司3名)を新設し、児童相談員5名を配置し24時間365日相談体制を構築、判定班を児童心理班とし、心理判定員を児童心理司に名称変更
18. 4. 1	企画・児童虐待対応班と相談調査班を統合し、児童虐待対策・相談班とする
20. 4. 1	児童虐待の防止等に関する法律の一部改正施行
22. 4. 1	改正児童福祉法施行
24. 4. 1	民法等の一部を改正する法律施行(親権停止の創設等)
25. 4. 1	家事事件手続法施行
29. 4. 1	児童福祉法等の一部を改正する法律施行

(2) 現 況

- ・所 在 地 〒010-1602 秋田市新屋下川原町1番1号 電話 (018) 862-7311
FAX (018) 824-4010
- ・設立年月日 昭和23年6月1日
- ・現庁舎設立 昭和48年3月31日
- ・敷地面積 7,640㎡
- ・建物面積 管理棟659.89㎡ 一時保護所棟651.22㎡



(3) 管内概況



<秋田県人口>

区分	男	女	計	総面積
総人口	474,271人	535,434人	1,009,705人	(H28.10.1現在)
児童人口(0~17才まで)	66,364人	63,704人	130,068人	11,636.25km ²

〔調査統計課 平成28年10月1日現在〕

2 平成29年度運営方針及び事業計画

(1) 平成29年度運営方針

◆ 基本目標

児童の最善の利益を尊重した子育て支援の展開

◆ 重点目標

1 児童の権利の保障

児童の相談・支援に当たっては、全ての児童の幸福を図るという、児童憲章及び児童の権利条約の主旨を重んじ、児童の意向を十分に尊重する。

2 児童虐待防止対策の充実・強化

児童虐待は、子どもの生命や成長発達をおびやかすなど、児童の健全な育成を図る上で深刻な人権問題である。

そのため、虐待相談に迅速に対応して子どもの安全確保を図るとともに保護者への支援を行う。

また、児童虐待の未然防止のための広報、啓発を行いつつ子育て支援策を推進する。

3 地域児童相談機関への支援と連携強化

児童問題は、家庭・学校・地域社会等における多くの要因が絡み合って発生し、複雑多様化している。

児童相談所は児童相談業務に関わる市町村への支援と、子どもや家庭の問題に対して共通の認識のもとに一体的な援助が行えるよう要保護児童対策地域協議会の運営を支援する。

(2) 平成29年度主要事業

1 相談援助事業

- ① 電話相談
 - ・子ども・家庭110番
 - ・24時間・365日

- ② メール相談

- ③ 巡回児童相談

2 児童虐待防止対策事業

- ① 家族関係再構築支援事業（家族関係再構築支援チーム）

3 心身障害児対策

- ① 1歳6ヶ月児・3歳児精神発達精密健診及び事後指導
- ② 特別支援教育への援助協力

4 地域関係機関への支援

- ① 市町村等関係機関への専門的支援
- ② 要保護児童対策地域協議会の運営などへの支援
- ③ 市町村児童相談担当職員研修会

5 関係機関との連携

- ① 市町村、福祉事務所等との連携
- ② 電話相談担当機関との連携
- ③ 弁護士との連携
- ④ 児童福祉施設との連携

6 広報・啓発活動

- ① 児童相談所活動の啓発
- ② 市町村・関係団体への講師派遣
- ③ 実習生、施設見学者等の受け入れ

7 専門性の向上

- ① 職員研修の充実
- ② 新任児童福祉司研修会
- ③ 児童福祉司会議
- ④ 児童心理司会議
- ⑤ 新任児童家庭相談業務担当者研修会
- ⑥ 電話相談員ケース検討会

(3) 平成29年度年間事業計画（中央児童相談所）

事項 月	会議・大会・研修関係	一時保護関係	共催等の事業
	受理処遇会議（毎週火曜日午前） 電話相談員に関する会議及び研修会等 （機関連絡会議2回、所内ケース検討会4回） 巡回児童相談（各地区ごと年17回） 施設連絡協議会（随時） 業務委託弁護士との定例相談（年4回） 家族関係再構築支援チームの開催（月2回）	誕生会（随時） おやつ作り（随時） 美術館（随時） 図書館（随時） 野外散策（随時）	
4	新任職員研修 新任児童福祉司・新任児童家庭相談業務担当者研修会	社会見学（博物館）	
5	市町村児童相談業務担当者会議	連休中の活動（おやつ作り）	第1回児童相談所連絡会議
6		社会見学（動物園）	
7	第1回児童心理司会議	七夕祭り 社会見学	
8	第1回電話相談担当機関連絡会議		
9	第1回児童福祉司会議（中央児童相談所）	社会見学	
10	東北ブロック児童相談所児童福祉司研究協議会 東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会	バーベキュー	
11	東北・北海道児童相談所長会議 市町村児童相談業務担当者研修会	施設見学	
12	第2回電話相談担当機関連絡会議 東北ブロック児童福祉司研究協議会	クリスマスバイキング（外食）	
1			
2	第2回児童心理司会議 第2回児童福祉司会議	豆まき	第2回児童相談所連絡会議
3		ひな祭り	

3 児童相談所の組織及び職員の配置状況

(1) 職員の配置状況

<中央児童相談所>

平成29年5月1日現在

職 名 区 分	定 数 内 職 員											定数外職員				合 計	定数内職員の 内 訳		
	所 長	(主 兼) 班 長	主 幹	(副 兼) 主 班 長	副 主 幹	主 査	主 任	主 事	技 師	技 能 主 任	計	専 門 員	非 常 勤 職 員	職 臨 時的 任 用 員	計		事 務 吏 員	技 術 吏 員	そ の 他 職 員
総 務 班	1		(1)	1	2					1	5 (1)		3	1	4	9 (1)	4	(1)	1
児童虐待対策・相談班		1			3	2	1	1			8		6		6	14	8		
児童指導班				1	2	2	1	1			7	2			2	9	7		
児童心理班		1			3	3					7		1		1	8		7	
一時保護班		1			2			1			4		12		12	16	2	2	
計	1	3	(1)	2	12	7	2	3		1	31 (1)	2	22	1	25	56 (1)	21	9 (1)	1

※（ ）内は、千秋学園からの兼務職員で外書き

<北児童相談所・南児童相談所>

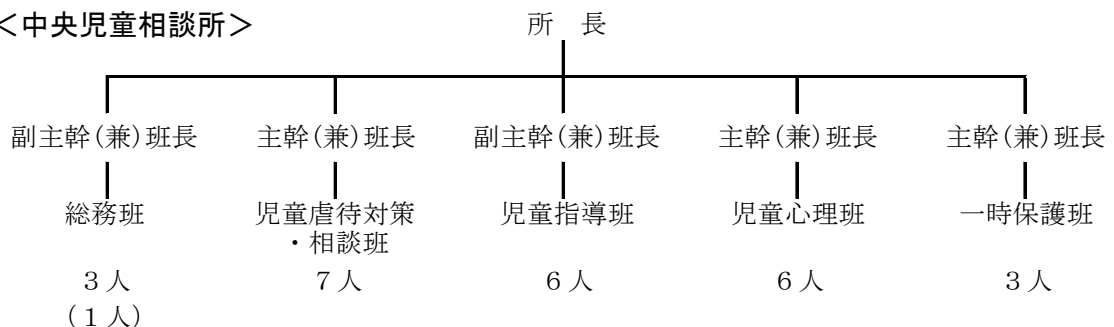
平成28年5月1日現在

職 名 区 分	定 数 内 職 員										定数外職員				合 計	定数内職員の 内 訳			
	所 長	(主 兼) 班 長	主 幹	(副 兼) 主 班 長	副 主 幹	主 査	主 任	主 事	技 師	技 能 主 任	計	専 門 員	非 常 勤 職 員	職 臨 時的 任 用 員		計	事 務 吏 員	技 術 吏 員	そ の 他 職 員
北児童相談所	1	1	1		2	4	1	1	(1)		11 (1)		2		2	13 (1)	8	3 (1)	
南児童相談所	1	1	1		3 (1)	3		1	1		11 (1)	1	1		2	13 (1)	8	3 (1)	

※（ ）内は、北秋田地域振興局大館福祉環境部及び平鹿地域振興局福祉環境部からの兼務職員で外書き

(2) 組織図（定数内職員）

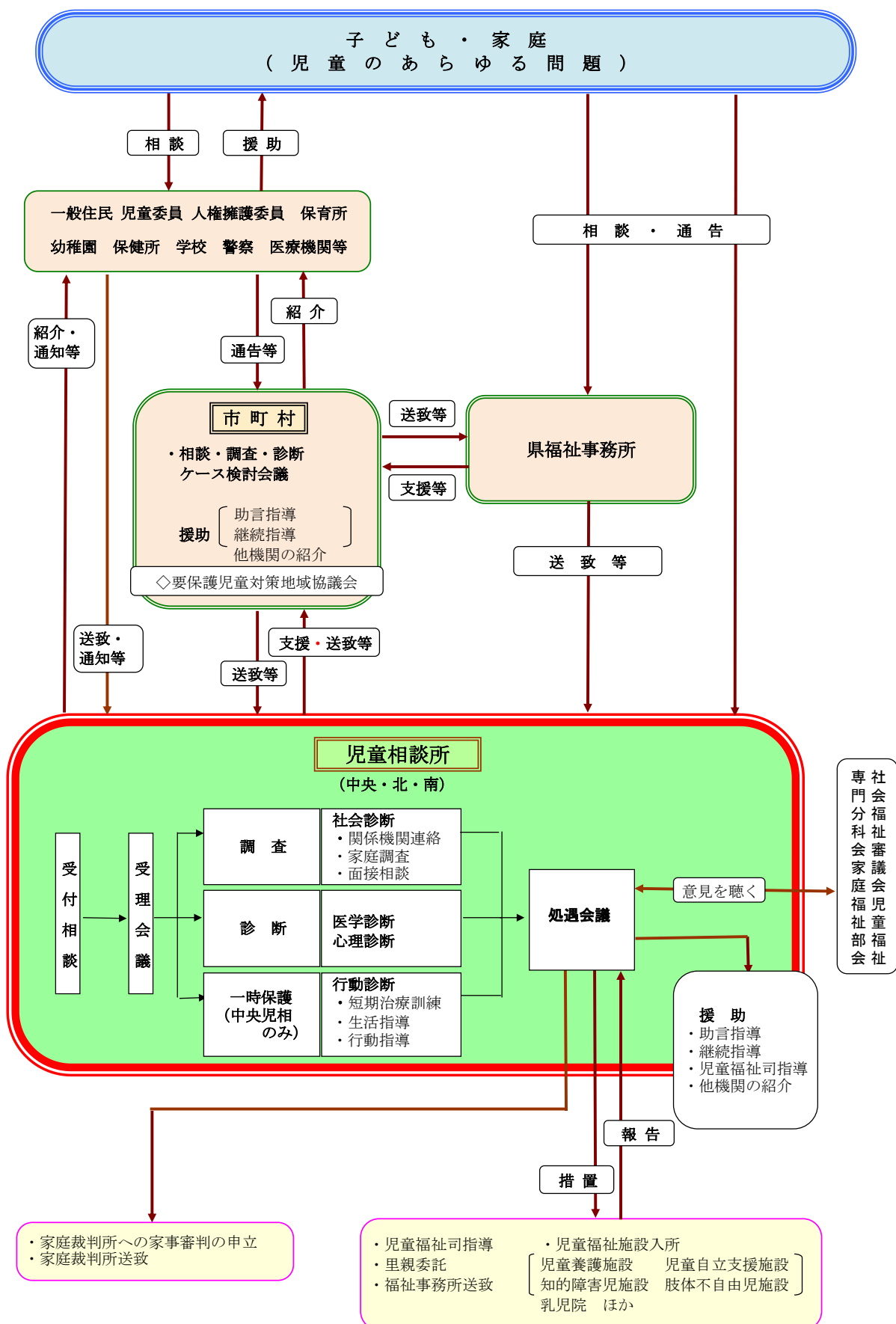
<中央児童相談所>



<北児童相談所> 所長 — 主幹(兼)班長 — 児童相談班 9人(1人)

<南児童相談所> 所長 — 主幹(兼)班長 — 児童相談班 9人(1人)

4 児童相談所の機能 ～ 相談の流れ ～



5 児童相談の種別及び内容

児童相談所が受ける相談は、その児童の状態に応じて分類されます。

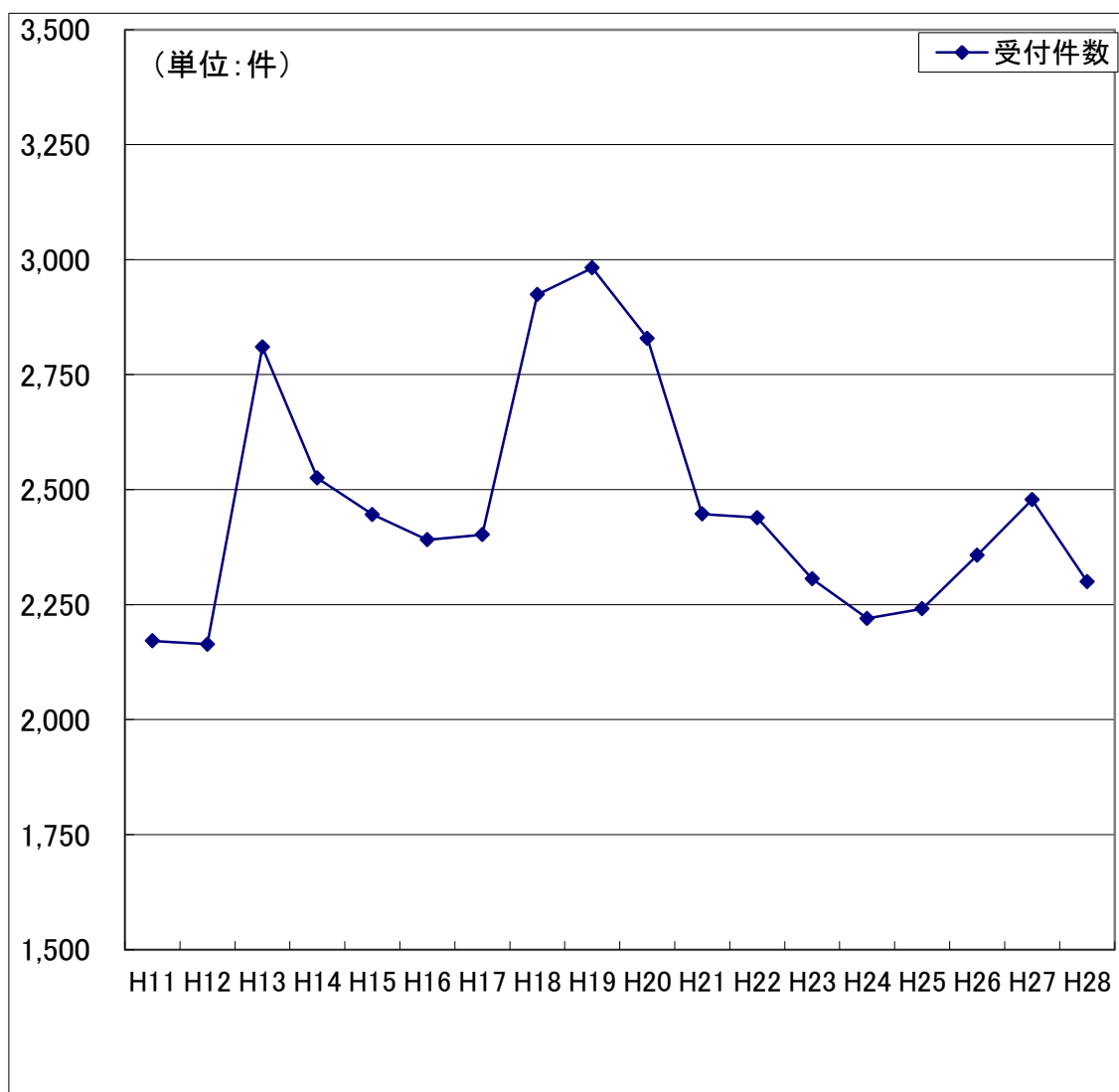
相 談 種 別		内 容
養 護 相 談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
心 身 障 害 相 談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、該当の種別として取り扱う。
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9 発達障害等相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非 行 相 談	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

6 平成28年度事業実施状況（中央児童相談所）

事項 月	会議・大会・研修関係	一時保護関係	共催等の事業
	受理・処遇会議（毎週火曜日午前） 電話相談員に関する会議及び研修会等 （機関連絡会議2回、所内ケース検討会3回） 巡回児童相談（各地区ごと年17回実施） 家族関係再構築支援チームの開催（27回）		
4	新任職員研修 新任児童福祉司・新任児童家庭相談業務担当者研修会		
5	市町村児童相談業務担当者会議	連休中の活動（おやつ作り） 社会見学（大森山動物園）	第1回児童相談所連絡会議
6	施設連絡協議会（県南愛児園）		
7	施設連絡協議会（聖園天使園・千秋学園・秋田赤十字乳児院・陽清学園） 第1回児童心理司会議	七夕祭り	
8	第1回電話相談担当機関連絡会議 施設連絡協議会（感恩講児童保育院）	花火	
9	弁護士への法律相談（第1回） 東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会		
10	弁護士への法律相談（第2回） 東北ブロック児童相談所児童福祉司研究協議会 東北・北海道児童相談所長会議	社会見学（大森山動物園、外食）	
11	市町村児童相談業務担当者研修会 東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会	おやつ作り	
12	第2回電話相談担当機関連絡会議	社会見学（秋田県庁） おやつ作り	
1		社会見学（秋田県警本部）	
2	弁護士への法律相談（第3回） 第2回児童心理司会議	節分	第2回児童相談所連絡会議
3	弁護士への法律相談（第4回）	ひな祭り 社会見学（日銀秋田支店）	

7 相談の受付状況

(1) 受付件数の推移



年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
受付件数	2, 171	2, 164	2, 810	2, 525	2, 446	2, 391	2, 402	2, 924	2, 982

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
受付件数	2, 829	2, 447	2, 439	2, 306	2, 220	2, 241	2, 357	2, 478	2, 300

- ・ 13年度は北支所・南支所の設置等に伴い、一時的に相談件数が大幅に増加したが、その後は、微減傾向であった。18年度、19年度は増加したが、20年度からは減少傾向で推移していた。その後、24年度からは増加傾向にあったが、27年度から減少に転じた。

(2) 経路別受付状況

中央児童相談所

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・ 指定医療機関			児童家庭支援 センター	警察等	家 庭 裁判所	保健所及び 医療機関		学 校 等		
	福祉 事務所	その他	福祉 事務所	児童 委員	保健セ ンター	その他	保育所	児童福 祉施設	指定医 療機関				保健所	医療 機関	幼稚園	学校	教育委 員会等
男	8	7	196			3		3			99			5	2	6	
女	6	3	81			8		2			59			5	2	9	
計	14	10	277			11		5			158			10	4	15	

	里 親	児童委員（通 告の仲介を含 む）	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 本 ・ 童 人	その他	計	(再 掲)			
								措置 変更	期間 延長	巡回 相談	電話 相談
男	1	1	361	35	25	23	775		9	41	391
女		1	293	35	48	28	580		13	8	335
計	1	2	654	70	73	51	1,355		22	49	726

北児童相談所

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・ 指定医療機関			児童家庭支援 センター	警察等	家 庭 裁判所	保健所及び 医療機関		学 校 等		
	福祉 事務所	その他	福祉 事務所	児童 委員	保健セ ンター	その他	保育所	児童福 祉施設	指定医 療機関				保健所	医療 機関	幼稚園	学校	教育委 員会等
男	9	14	165			12		5			33			3	2	6	11
女	1	3	68			1	1	5			28			1		3	5
計	10	17	233			13	1	10			61			4	2	9	16

	里 親	児童委員（通 告の仲介を含 む）	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 本 ・ 童 人	その他	計	(再 掲)			
								措置 変更	期間 延長	巡回 相談	電話 相談
男			46	3	2	23	334	3	5	118	
女	1		29	1	1	12	160		4	37	
計	1		75	4	3	35	494		9	155	

南児童相談所

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学 校 等		
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	児童保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関				保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等
男	24	5	204		1	5		5			17			4	1	4	
女	5	2	75			2		6			18	1		2		2	
計	29	7	279		1	7		11			35	1		6	1	6	

	里 親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近 隣・知 人	児童本 人	その他	計	（再 掲）			
								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男			25	9		8	312	1	1	124	
女			17	6		3	139	1	4	30	
計			42	15		11	451	2	5	154	

<合 計>

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学 校 等		
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	児童保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関				保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等
男	41	26	565		1	20		13			149			12	5	16	11
女	12	8	224			11	1	13			105	1		8	2	14	5
計	53	34	789			31	1	26			254	1		20	7	30	16

	里 親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近 隣・知 人	児童本 人	その他	計	（再 掲）			
								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	1	1	432	47	27	54	1,421	4	15	283	391
女	1	1	339	42	49	43	879	1	21	75	335
計	2		771	89	76	97	2,300	2	36	358	726

(3) 年齢別受付状況

中央児童相談所

	養護相談		保健 相談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				その他 相談	計
	児童 虐待 相談	その他 相談		肢体不 自由相 談	視聴覚 障害相 談	言語 発達 障害等 相談	重症 心身障 害相談	知的 障害相 談	発達 障害等 相談	ぐ犯 行為等 相談	触法行 為等相 談	性格行 動相談	不登校 相談	適性 相談	育児・ しつけ 相談	
0 歳	14	8	6					1							4	9
1 歳	18	5		1		1		1	1			1			8	13
2 歳	16	5	3			4	1	7				1			7	4
3 歳	15	6	5			8		13	1			5			7	3
4 歳	16	3	2			5		11				8			7	5
5 歳	10	2	2			6		20				23	1	1	3	9
6 歳	14	2	2			1		13	1			8		2	1	2
7 歳	13	3						13	3		1	14	1			9
8 歳	10	1		1				8	2		1	15		2	1	4
9 歳	9	5	1	1				6			3	20		2	1	6
10 歳	11	1	1					7	5		1	8	9	2	3	12
11 歳	12	4	1	3				15			4	12	2	1	3	16
12 歳	11	1	3	2				26			2	15	3	3		8
13 歳	10	1	7	1				14			5	18	12	4		98
14 歳	13	1	2	4				21	1	2		26	3	2	4	39
15 歳	7	1	4	1				25				17	4	4		10
16 歳	12	1	1					21				21	4	5	1	16
17 歳	8	1						27	1			23	3	3		28
18歳以上			1									3	1			68
計	219	51	41	14		25	1	249	15	2	17	238	43	31	50	359

北児童相談所

	養護相談		保健 相談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				その他 相談	計
	児童 虐待 相談	その他 相談		肢体不 自由相 談	視聴覚 障害相 談	言語 発達 障害等 相談	重症 心身障 害相談	知的 障害相 談	発達 障害等 相談	ぐ犯 行為等 相談	触法行 為等相 談	性格行 動相談	不登校 相談	適性 相談	育児・ しつけ 相談	
0 歳	10	3										1				14
1 歳	6	1				4						1				12
2 歳	9	1				18		1				6				35
3 歳	8	2				28		3				16				57
4 歳	12	3				9		4				21		1		50
5 歳	4	1	1	1		27		6				37				77
6 歳	5	2				2		6				15		1		31
7 歳	6	1		1				4				3				15
8 歳	5	2						7				1		1		16
9 歳	8							5	1			1		1		16
10 歳	2										1	3				6
11 歳	3	1						11		3	3	8				29
12 歳	4	1						10	1	1	1	1		1		20
13 歳	6							6			2	2	1			17
14 歳	4							7						2		13
15 歳	7							15				4		2		28
16 歳	5	1						13	1		1		1	1		23
17 歳	2							11				1				22
18歳以上																13
計	106	19	1	2		88		109	3	4	8	121	2	10	21	494

南児童相談所

	養護相談		保健 相談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談					計
	児童 虐待 相談	その 他の 相談		肢体不 自由相 談	視聴覚 障害相 談	言語 発達 障害 等相 談	重症 心身 障害 相談	知的 障害 相談	発達 障害 等相 談	ぐ犯 行為 等相 談	触法行 為等相 談	性格行 動相談	不登校 相談	適性 相談	育児 ・し つけ 相談	その 他の 相談	
0 歳	5	5														2	12
1 歳	4					2						1					7
2 歳	3	1				14		4				6				1	29
3 歳	3					29		5				15			1		53
4 歳	1					23		9				23		2	1	1	60
5 歳	7					15		8				22		1			53
6 歳	2			3		4		8				9		2		1	29
7 歳	6							8	1			2		1			18
8 歳	5							1				2					8
9 歳	4							2				1				1	8
10 歳	7			1				6				2		2			18
11 歳	7							8				1				1	17
12 歳	3							9		1		1		3		1	18
13 歳	5							9			2	1					17
14 歳	1							13		3			1	1			19
15 歳	1	1						13		1				2			18
16 歳	4							11						2		1	18
17 歳	3							23		1						5	32
18歳以上																17	17
計	71	7		4		87		137	1	6	2	86	1	16	2	31	451

<合 計>

	養護相談		保健 相談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談					計
	児童 虐待 相談	その 他の 相談		肢体不 自由相 談	視聴覚 障害相 談	言語 発達 障害 等相 談	重症 心身 障害 相談	知的 障害 相談	発達 障害 等相 談	ぐ犯 行為 等相 談	触法行 為等相 談	性格行 動相談	不登校 相談	適性 相談	育児 ・し つけ 相談	その 他の 相談	
0 歳	29	16	6					1				1			4	11	68
1 歳	28	6		1		7		1	1			3			8	13	68
2 歳	28	7	3			36	1	12				13			7	5	112
3 歳	26	8	5			65		21	1			36			8	3	173
4 歳	29	6	2			37		24				52		3	8	6	167
5 歳	21	3	3	1		48		34				82	1	2	3	9	207
6 歳	21	4	2	3		7		27	1			32		5	1	3	106
7 歳	25	4		1				25	4		1	19	1	1		9	90
8 歳	20	3		1				16	2		1	18		3	1	4	69
9 歳	21	5	1	1				13	1		3	22		3	1	7	78
10 歳	20	1	1	1				13	5		2	13	9	4	3	12	84
11 歳	22	5	1	3				34		3	7	21	2	1	3	17	119
12 歳	18	2	3	2				45	1	2	3	17	3	7		9	112
13 歳	21	1	7	1				29			9	21	13	4		98	204
14 歳	18	1	2	4				41	1	5		26	4	5	4	39	150
15 歳	15	2	4	1				53		1		21	4	8		10	119
16 歳	21	2	1					45	1		1	21	5	8	1	17	123
17 歳	13	1						61	1	1		24	3	3		41	148
18歳以上			1									3	1			98	103
計	396	77	42	20		200	1	495	19	12	27	445	46	57	52	411	2300

(4) 養護相談主訴別受付状況

中央児童相談所

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
棄 児													
家出・失踪													
死 亡													
離 婚													
傷 病	1	4	1								2	4	6
家族環境	1	1									1	1	2
未婚の母の子	1										1		1
虐 待 児	62	41	32	34	13	17	9	11			116	103	219
稼 働													
その他（養護）	7	22	8	1	1	1		2			16	26	42
計	72	68	41	35	14	18	9	13			136	134	270

北児童相談所

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
棄 児													
家出・失踪													
死 亡													
離 婚													
傷 病	1	1	3	1							4	2	6
家族環境													
未婚の母の子				1								1	1
虐 待 児	28	23	18	12	9	6	6	4			61	45	106
稼 働													
その他（養護）	6	3	1	1				1			7	5	12
計	35	27	22	15	9	6	6	5			72	53	125

南児童相談所

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
棄 児													
家出・失踪						1					1		1
死 亡													
離 婚													
傷 病	1	2											
家族環境											1	2	3
未婚の母の子													
虐 待 児	10	13	16	18	5	3	1	5			32	39	71
稼 働		1										1	1
その他（養護）		2										2	2
計	11	18	16	18	6	3	1	5			34	44	78

<合 計>

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
棄 児													
家出・失踪						1					1		1
死 亡													
離 婚													
傷 病	3	7	4	1							7	8	15
家族環境	1	1									1	1	2
未婚の母の子	1			1							1	1	2
虐 待 児	100	77	66	64	27	26	16	20			209	187	396
稼 働		1										1	1
その他（養護）	13	27	9	2	1	1		3			23	33	56
計	118	113	79	68	29	27	16	23			242	231	473

(5) 非行相談主訴別受付状況

中央児童相談所

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
現金窃盗													
自転車〃													
衣 類 〃													
自動車〃													
バイク〃													
校 内 〃													
その他窃盗（万引含）			5	1	4	1	1		10	2			12
金銭持ち出し													
家出・放浪													
無 断 外 泊													
暴行・虚言			1		1				2				2
喫煙・飲酒・シンナー													
不純異性交遊													
放 火			2						2				2
事務所荒し													
車上狙い等													
その他（非行）			1		1	1			2	1			3
計			9	1	6	2	1		16	3			19

北児童相談所

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
現金窃盗													
自転車〃													
衣 類 〃													
自動車〃													
バイク〃													
校 内 〃													
その他窃盗（万引含）			3						3				3
金銭持ち出し			3		1				4				4
家出・放浪													
無 断 外 泊													
暴行・虚言			1						1				1
喫煙・飲酒・シンナー													
不純異性交遊													
放 火													
事務所荒し													
車上狙い等													
その他（非行）			1		2		1		4				4
計			8		3		1		12				12

南児童相談所

(単位：件)

主 訴	学年・性別	未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
現金窃盗												
自転車 //												
衣 類 //												
自動車 //												
バイク //												
校 内 //												
その他窃盗（万引含）						2				2		2
金銭持ち出し						2				2		2
家出・放浪						1				1		1
無断外泊												
暴行・虚言												
喫煙・飲酒・シンナー												
不純異性交遊												
放 火												
事務所荒し												
車上狙い等												
その他（非行）						2			1	2	1	3
計						7			1	7	1	8

<合 計>

(単位：件)

主 訴	学年・性別	未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
現金窃盗												
自転車 //												
衣 類 //												
自動車 //												
バイク //												
校 内 //												
その他窃盗（万引含）				8	1	6	1	1		15	2	17
金銭持ち出し				3		3				6		6
家出・放浪						1				1		1
無断外泊												
暴行・虚言				2		1				3		3
喫煙・飲酒・シンナー												
不純異性交遊												
放 火				2						2		2
事務所荒し												
車上狙い等												
その他（非行）				2		5	1	1	1	8	2	10
計				17	1	16	2	2	1	35	4	39

(6) いじめに関する相談

中央児童相談所

(単位：件)

	幼 児	小学校		中学校	高 校	不 詳	計
		低学年	高学年				
男		3	5	3	3		14
女		3	6	1	2		12
計		6	11	4	5		26

北児童相談所

(単位：件)

	幼 児	小学校		中学校	高 校	不 詳	計
		低学年	高学年				
男							
女							
計							

南児童相談所

(単位：件)

	幼 児	小学校		中学校	高 校	不 詳	計
		低学年	高学年				
男							
女							
計							

<合 計>

(単位：件)

	幼 児	小学校		中学校	高 校	不 詳	計
		低学年	高学年				
男		3	5	3	3		14
女		3	6	1	2		12
計		6	11	4	5		26

8 相談の処理状況

(1) 相談種別処理状況

中央児童相談所

		処 理 件 数 (年 度 中)																未 処 理 件 数 (再掲) 施設 入所 待機		
		面接指導			児童福祉 司指導	児童委員 指導	家庭支援 センター 指導・指 導委託	福祉事 所送致 は通知	訓 戒・誓 約	児童福祉施設		指定医 療機 関委 託	里 親 委 託	法27条第 1項第4号 による家 裁送致	そ の 他	計	(再掲) 施設 入所 待機			
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋						入 所	法27条 の3号に よる家 裁送致									通 所
養護 相談	児童虐待	173	51					1		13				1			239		58	
	その他	10	1							4							15			
保 健 相 談																	41	41		
障 害 相 談	肢体不自由	12														1	13			
	視聴覚																			
	言語発達等	24														1	25			
	重症心身	1															1			
	知 的	253														2	255		11	
	自閉症																15	15		
非行 相談	ぐ犯行為等									1						1	2			
	触法行為等	7	4							3							14		9	
育 成 相 談	性格行動	40	19							7							177	243	9	
	不登校	2															41	43		
	適 性	21															11	32		
	育児・しつけ																50	50		
そ の 他																	360	360		
計		543	75	0				1		28				1			700	1348	87	

北児童相談所

		処 理 件 数 (年 度 中)																未 処 理 件 数	(再掲) 施設 入所 待機		
		面接指導			児童福祉 司指導	児童委員 指導	家庭支援 センター 指導・指 導委託	福祉事 所送致又 は通知	訓 戒・誓 約	児童福祉施設		指定医 療機 関委 託	里 親 委 託	法27条第 1号による 家裁送致	第4項 第4号による 送致	その他	計			(再掲) 施設 入所 待機	
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋						入 所	法27条 の3号に よる家 裁送致										通 所
養護 相談	児童虐待	79	10		3					3							95		19		
	その他	5	4							8				2			19				
	保 健 相 談	1															1				
障 害 相 談	肢体不自由															2	2				
	視聴覚																0				
	言語発達等	88															88				
	重症心身																0				
	知 的	103														1	104		11		
	自閉症	2														1	3				
非行 相談	ぐ犯行為等	2	2														4				
	触法行為等		7														7		1		
育 成 相 談	性格行動	116	3							2							121		1		
	不登校	1	1														2				
	適 性	10															10				
	育児・しつけ																0				
	そ の 他	3														18	21				
	計	410	27		3				0	13				2		22	477		32		

南児童相談所

		処 理 件 数 (年 度 中)															未 処 理 件 数	(再掲) 施 設 入 所 待 機		
		面接指導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 託	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設		指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法27条第 1項第4号 による家 裁送致	そ の 他	計			(再掲) 施 設 入 所 待 機	
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋						入 所	法27条 の3号に よる家 裁送致									通 所
養護	児童虐待	38	31	4					3							76		8		
相談	その他	1	1	1					3				1			7				
保 健 相 談																				
障 害 相 談	肢体不自由														4	4				
	視聴覚																			
	言語発達等	87														87				
	重症心身																			
	知 的	131													2	133		10		
	自閉症	1														1				
非行	ぐ犯行為等		3						1							4		2		
相談	触法行為等		1						1							2				
育 成 相 談	性格行動	83	4													87		2		
	不登校		1													1				
	適 性	16														16				
	育児・しつけ	2														2				
そ の 他		10	2						3				1		18	34				
計		369	43	5					11				2		24	454		22		

＜ 合 計 ＞

		処 理 件 数 (年 度 中)															未 処 理 件 数	(再掲) 施 設 入 所 待 機	
		面接指導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 託	福 祉 事 務 所 送 致 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設		指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法27条第 1項第4 号による 家裁送致	そ の 他	計	(再掲) 施 設 入 所 待 機			
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋					入 所	法27条 の3号に よる家 裁送致									通 所
養護 相談	児童虐待 その他	290 16	92 6	7 1			1		19 15			1 3		410 41		85			
保 健 相 談		1												41 42					
障 害 相 談	肢体不自由	12												7 19					
	視聴覚																		
	言語発達等	199												1 200					
	重症心身	1												1					
	知 的	487												5 492		32			
	自閉症	3												16 19					
非行 相談	ぐ犯行為等 触法行為等	2 7	5 12					2 4						1 23	10	2 10			
育 成 相 談	性格行動	239	26					9						177 451		12			
	不登校	3	2											41 46					
	適 性	47												11 58					
	育児・しつけ	2												50 52					
そ の 他		13	2					3				1		396 415					
計		###	##	8			1	52				5		746 ###		141			

(2) 児童福祉施設入所・通所、里親委託の措置及び障害児施設契約状況

施 設 種 別	施 設 名 称		所在地	定 員 ※1 ()は暫定定数	現員 (H29. 4. 1現在)			H28年度中		
					男	女	計	入 所	退 所	
乳 児 院	秋 田 赤 十 字 乳 児 院		秋田市	30	12	11	23	10	8	
児 童 養 護 施 設	聖 園 天 使 園		秋田市	63	25	19	44	2	10	
	感 恩 講 児 童 保 育 院		秋田市	60(54)	21	18	39	4	6	
	県南愛児園ドリームハウス		横手市	36	15	15	30	3	3	
	陽 清 学 園		北秋田市	57	22	12	34	12	4	
自 立 援 助 ホ ー ム	よ う せ い		北秋田市	6	1	1	2	3	3	
児 童 心 理 治 療 施 設	青 森 お お ぞ ら 学 園		青森県	30	3	3	6	2	0	
	こ と り さ わ 学 園		岩手県	50	1		1		2	
児 童 自 立 支 援 施 設	千 秋 学 園		秋田市	36	10	7	17	9	8	
福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	高 清 水 園	知的	秋田市	95					4	
	阿 桜 園	知的	横手市	50	3	1	4	3	2	
	若 竹 学 園	知的	秋田市	30	24	9	33	4	1	
	東 山 学 園	知的	鹿角市	20	18	6	24	3	4	
	大 野 岱 吉 野 学 園	知的	北秋田市	30	21	6	27			
	や ま ば と 園	知的	湯沢市	10					2	
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	秋田県立医療療育センター		肢体	秋田市	60	4	12	16	13	16
	岩手県立療育センター		肢体	岩手県						
	宮城県拓桃医療療育センター		肢体	宮城県						
	秋田県立医療療育センター		重心	秋田市	40	12	10	22		
	(独)国立病院機構あきた病院		重心	由利本荘市	160	2	3	5		1
	〃	釜石病院	重心	岩手県						
	〃	青森病院	重心	青森件						
フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	秋 田 さ と う ホ ー ム		大仙市	6	1		1			
里 親 委 託				66 (登録数)	6	10	16	4	3	
計					201	143	344	72	77	

※1 「定員」欄の () 内は、暫定定員である。

(3) 里親委託の状況

ア 地区別里親の状況

(H29. 3. 31現在)

	鹿 角	北秋田	山 本	秋 田	由 利	仙 北	平 鹿	雄 勝	県 外	計
登 録 里 親	5	6	1	31	8	9	3	1	2	66
委 託 里 親	3	1		8	1	3				16
委託率(%)	60.0	16.7		25.8	12.5	33.3				24.2
委 託 児 童	3	1		8	1	3				16
未委託里親	2	5	1	23	7	6	3	1	2	50

イ 新規里親委託と措置解除・変更の状況

年度	区分	委託			措置解除						変更			
		家庭から	施設から	その他	家庭復帰	養子縁組	高校卒業	就職	家出不明	死亡	その他	施設入所	他の里親	その他
24			2	1		3		1				2	1	
		3			4						3			
25			2			1		1		1		1		1
		2			3						2			
26		2		1		2					1			
		3			4									
27		1	3	1		1		1			2			
		5			4									
28		1	3				1				2			
		4			3									

ウ 委託児童の年齢

(各年度4. 1現在)

年度	年齢	0	1～6	7～12	13～15	16歳以上	計
24			4	4	4	6	18
25			5	2	5	2	14
26			2	3	5	3	13
27			4	6	2	5	17
28			4	5	3	4	16

エ 里親数の変動

年度	里親	新規登録者	里親辞退者
24		5	5
25		3	3
26		13	22
27		11	5
28		4	3

里親・ファミリーホーム委託児

※ 里親等委託率(%) = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$

9 虐待相談の状況

(1) 受付件数

ア 相談経路別

	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校	その他	計
中央児相	23	4	37	2	5	2		3	7	112	13	11	219
北児相	5	1	9	2	1			6	1	45	3	33	106
南児相	10		12		7			5		31	4	2	71
計	38	5	58	4	13	2		14	8	188	20	46	396

(2) 処理件数 (前年度以前の受付で処理の確定したものを含む)

ア 主な虐待者別

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
中央児相	97	9	125		8	239
北児相	34	6	50	2	3	95
南児相	35	4	35		2	76
計	166	19	210	2	13	410

イ 処理状況別

	面接指導	児童福祉司指導	福祉事務所送致	施設入所	里親委託	その他	計
中央児相	224		1	13	1		239
北児相	89	3		3			95
南児相	69	4		3			76
計	382	7	1	19	1		410

ウ 施設入所の状況 (イの施設入所の再掲)

	児童養護施設入所	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	その他	計
中央児相	7	2	2	1	1	13
北児相	2			1		3
南児相	1	1			1	3
計	10	3	2	2	2	19

エ 被虐待者の年齢・相談種類別

	身体的虐待			保護の怠慢・拒否			性的虐待			心理的虐待			計
	中央	北	南	中央	北	南	中央	北	南	中央	北	南	
0～3歳未満	8	7	1	9	5	4				26	9	7	76
3～学齢前	9	9	1	11	6					34	11	13	94
小学生	21	5	12	16	8	4				38	11	19	134
中学生	13	6	2	11	4	3			1	12	5	1	58
高校生他	8	2	3	7	1	3		1		16	5	2	48
小計	59	29	19	54	24	14		1	1	126	41	42	410
計	107			92			2			209			410

10 電話相談の状況

(1) 「子ども・家庭110番」の相談状況

ア 相談種別

種別	養護相談	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	自閉症	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
件数	43	33						9	3		111	54	9	42	59	363

- ・平成28年度の相談件数は363件で、前年度に比べ2件（0.5%）減少した。相談種別では「性格行動相談」が111件と最多であり、全体の30.5%を占めている。
この他には不登校相談54件（14.9%）、養護相談43件（11.8%）、しつけ相談42件（11.5%）、保健相談33件（9.1%）が続いている。

イ 相談者別

相談者	児童本人	家族				親戚	学校関係	福祉関係	近隣関係	その他	本人（18歳以上）	計
		父	母	祖父母	その他							
件数	36	27	235	21	0	10	2	3	18	11		363

- ・相談者別では、母からの相談が235件と最も多く全体の64.7%を占めている。

ウ 性別・学年

性別	学年	乳幼児	小学校		中学校	中卒以上		18歳以上	不詳	計
			低学年	高学年		高校等	その他			
男		54	39	19	40	31	0	7	7	197
女		30	29	40	29	23	0	6	9	166
不明										
計		84	68	59	69	54	0	13	16	363

- ・学年別で小学校127件（35.0%）、乳幼児84件（23.1%）、中学校69件（19.0%）の順に多い。
- ・男女別では男子197件（54.3%）、女子166件（45.7%）で男子が女子を上回っている。

エ 処理状況

処理	助言指導	他機関	来所指導	調査回答	その他	計
件数	363					363

(2) 「24時間・365日電話相談」の相談状況

ア 相談種別

種別	養護相談	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	自閉症	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
件数	48	9					2	3			55	10	3	8	160	298

- ・平成28年度の相談件数は298件で、前年度に比べ26件（8.0%）減少した。相談種別では「性格行動相談」が55件と最も多く、全体の18.4%を占めている。次に養護相談48件（16.1%）、不登校相談10件、保健相談9件となっている。

イ 相談者別

相談者	児童本人	家族				親戚	学校関係	福祉関係	近隣関係	その他	本人（18歳以上）	計
		父	母	祖父母	その他							
件数	34	14	179	14	2	9	6	1	14	24	1	298

- ・相談者別では、母からの相談が179件と最も多く全体の60.0%を占めている。

ウ 性別・学年

性別	学年	乳幼児	小学校		中学校	中卒以上		18歳以上	不詳	計
			低学年	高学年		高校等	その他			
男		21	22	10	23	24	1	6	3	110
女		10	109	10	22	14	2	11	9	187
不明									1	1
計		31	131	20	45	38	3	17	13	298

- ・学年別で小学校151件（50.7%）、中学校45件（15.1%）、中卒以上41件（13.7%）の順に多い。
- ・今年度の男女別では男子110件（36.9%）、女子187件（62.8%）で女子が男子を上回った。

エ 処理状況

処理	助言指導	他機関 幹旋関	来所指導	調査回答	その他	計
件数	298					298

(3) 「メール相談」の相談状況

ア 相談種別

種別	養護相談	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	自閉症	ぐんぐん行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
件数	14										3	1		10	6	34

- 平成28年度のメール相談件数は34件であり、昨年度実績（30件）より4件増加した。昨年に比較すると、養護相談に関する相談が増加している（昨年度5件）。継続中のケースからの相談や、親戚や近隣からの虐待が疑われる家庭についての相談が増加している。

イ 相談者別

相談者	児童本人	家族				親戚	学校関係	福祉関係	近隣関係	その他	本人（18歳以上）	計
		父	母	祖父母	その他							
件数	8	2	17			2		1	2	1	1	34

- 相談者別では、母親からの相談が17件（50%）、児童本人からの相談が8件（23.5%）で相談割合の大部分を占めている。

ウ 性別・学年

性別	学年	乳幼児	小学校		中学校	中卒以上		18歳以上	不詳	計
			低学年	高学年		高校等	その他			
男		4		1	4					9
女		4	3		3	8				18
不明		2		3					2	7
計		10	3	4	7	8			2	34

- 学年別では、乳幼児に関する相談が10件（29.4%）と多かった。次いで高校生等に関する相談が8件（23.5%）、中学生に関する相談7件（20.6%）となっている。

エ 処理状況

処理	助言指導	他機関	来所指導	調査回答	その他	計
件数	34					34

1 1 児童福祉司活動状況

(1) 相談活動状況

中央児童相談所

(単位：件)

相談種別	養護相談	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	自閉症	ぐ犯行為等	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ		
総対数	270						2		1	14	24					311
構成比	86.8		0.6						4.8		7.7					100.0

北児童相談所

(単位：件)

相談種別	養護相談	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	自閉症	ぐ犯行為等	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ		
総対数	125								4	6	8	1				144
構成比	86.8								10		9					100.0

南児童相談所

(単位：件)

相談種別	養護相談	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	自閉症	ぐ犯行為等	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ		
総対数	78		1				1		6	2	10	1		2	15	116
構成比	68.2		1.7						6.9		11.2				12.9	100.0

<合 計>

(単位：件)

相談種別	養護相談	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	自閉症	ぐ犯行為等	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ		
総対数	473		1				3		11	22	42	2		2	15	571
構成比	82.8		0.7						5.8		8.1				2.6	100.0

(2) 児童福祉司指導ケースの指導状況 (法第27条第1項第2号)

中央児童相談所

(単位: 件)

区 分 \ 種 別		養 護	非 行		育 成 相 談		その他	計
			ぐ 犯	触 法	不登校	性 行		
措置 実数	前年度継続ケース	6						6
	28年度新規ケース							
	(28年度計)	6						6
	構 成 比	100.0						100.0
	28年度解除ケース	2						2
指 導 延 回 数		96						96

北児童相談所

(単位: 件)

区 分 \ 種 別		養 護	非 行		育 成 相 談		その他	計
			ぐ 犯	触 法	不登校	性 行		
措置 実数	前年度継続ケース			1				1
	28年度新規ケース	3						3
	(28年度計)	3		1				4
	構 成 比	75.0		25.0				100.0
	28年度解除ケース	3						3
指 導 延 回 数		8		11				19

南児童相談所

(単位: 件)

区 分 \ 種 別		養 護	非 行		育 成 相 談		その他	計
			ぐ 犯	触 法	不登校	性 行		
措置 実数	前年度継続ケース	8	1					9
	28年度新規ケース	5						5
	(28年度計)	13	1					14
	構 成 比	92.9	7.1					100.0
	28年度解除ケース	3						3
指 導 延 回 数		484	2					486

<合 計>

(単位: 件)

区 分 \ 種 別		養 護	非 行		育 成 相 談		その他	計
			ぐ 犯	触 法	不登校	性 行		
措置 実数	前年度継続ケース	14	1	1				16
	28年度新規ケース	8						8
	(28年度計)	22	1	1				24
	構 成 比	81.9	4.2	4.2				100.0
	28年度解除ケース	8						8
指 導 延 回 数		588	2	11				601

(3) 施設入所ケースの指導状況（法第27条第1項第3号）

(単位：件)

区分 \ 分類	中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	計
施設入所 調査・診断・指導	1,499	732	3,006	5,237
里親委託 調査・診断・指導	48	70	75	193
計	1,547	802	3,081	5,430

(4) 面接調査等の状況

中央児童相談所

(単位：件)

区分 \ 分類	児 童	保 護 者	そ の 他	計
訪 問 面 接	624	727	938	2,289
所 内 面 接	485	609	241	1,335
そ の 他	34	1,569	3,283	4,886
計	1,143	2,905	4,462	8,510

北児童相談所

(単位：件)

区分 \ 分類	児 童	保 護 者	そ の 他	計
訪 問 面 接	376	517	686	1,579
所 内 面 接	52	115	13	180
そ の 他	3	183	276	462
計	431	815	975	2,221

南児童相談所

(単位：件)

区分 \ 分類	児 童	保 護 者	そ の 他	計
訪 問 面 接	441	504	865	1,810
所 内 面 接	128	377	186	691
そ の 他	20	1,019	1,534	2,573
計	589	1,900	2,585	5,074

<合 計>

(単位：件)

区分 \ 分類	児 童	保 護 者	そ の 他	計
訪 問 面 接	1,441	1,748	2,489	5,678
所 内 面 接	665	1,101	440	2,206
そ の 他	57	2,771	5,093	7,921
計	2,163	5,620	8,022	15,805

- 児童相談所の児童福祉司は、家庭訪問等を通じ直接相談に応じ、必要な調査を行い社会診断をし、医学・心理・行動診断を含めた総合判断に基づいて、助言・指導にあたっている。
- 児童福祉司が相談を受けたケースは、表(1)のとおりで、これらに対し(4)による面接調査やカウンセリングや指導をしている。
- 非行や不登校、虐待等専門的に継続して指導を要する場合は、表(2)のとおり児童福祉司指導ケースとして指導している。
- 施設入所、里親委託の場合は、表(3)のとおり家庭及び委託世帯に対し指導をしている。

1 2 判定指導業務

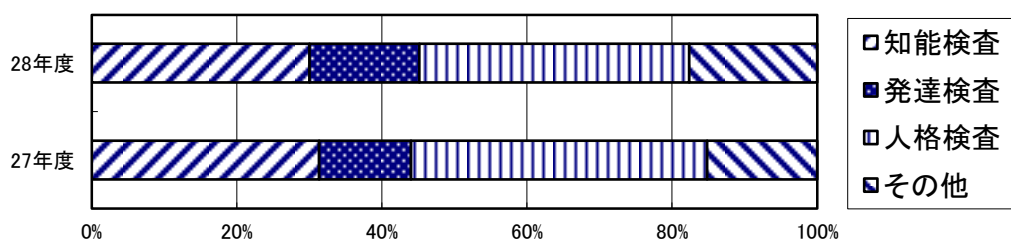
平成17年度から北児童相談所、南児童相談所の設置に伴い、児童心理司が配置され、それぞれの管轄地区の判定指導業務を担当している。そのため、以下の業務統計は各所ごとに記載している。

(1) 心理診断実施状況

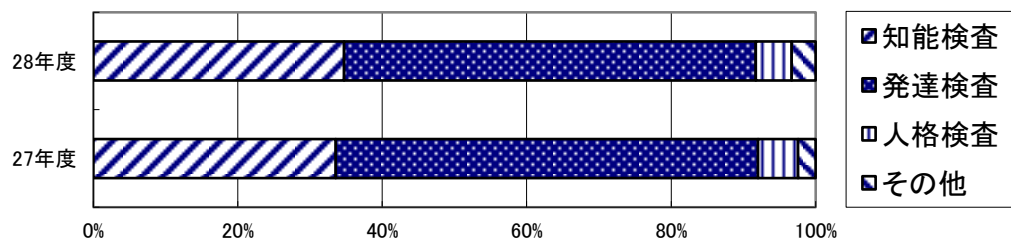
A 児童に対する心理検査実施状況（延べ件数）

	中 央	北	南	総 計
知能検査	143 (30.0%)	84 (34.7%)	78 (30.2%)	305 (31.3%)
発達検査	72 (15.1%)	138 (57.0%)	171 (66.3%)	381 (39.0%)
人格検査	177 (37.2%)	12 (5.0%)	5 (1.9%)	194 (19.9%)
その他	84 (17.6%)	8 (3.3%)	4 (1.6%)	96 (9.8%)
計	476	242	258	976

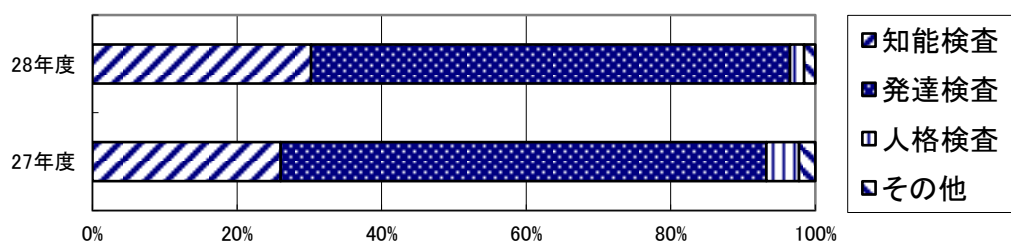
①中央児童相談所の平成27年度、28年度の構成比



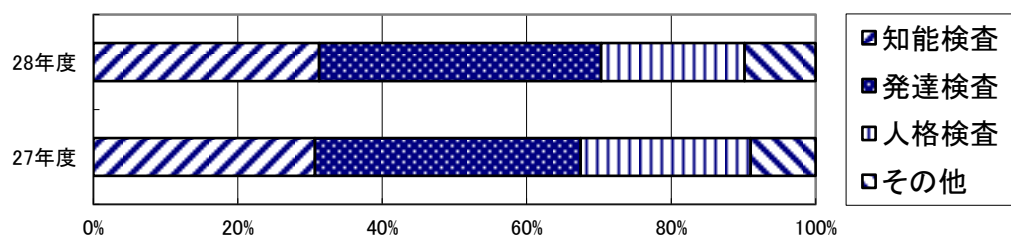
②北児童相談所の平成27年度、28年度の構成比



③南児童相談所の平成27年度、28年度の構成比



④全体の平成27年度、28年度の構成比



B 心理診断実施状況

平成28年度 中央児童相談所・北児童相談所・南児童相談所の延べ件数

		中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	総 計
所 内 判 定	一時保護児童	601 (31.3%)	8 (1.4%)	7 (0.9%)	616 (18.9%)
	在宅児童	416 (21.6%)	92 (16.1%)	176 (23.2%)	684 (21.0%)
	施設児童	199 (10.3%)	10 (1.7%)	59 (7.8%)	268 (8.2%)
	小 計	1,216 (63.2%)	110 (19.2%)	242 (32.0%)	1,568 (48.2%)
※ 出 張 判 定	一時保護児童	59 (3.1%)	65 (11.3%)	68 (9.0%)	192 (6.0%)
	在宅児童	196 (10.2%)	266 (46.4%)	260 (34.3%)	722 (22.2%)
	施設児童	452 (23.5%)	132 (23.0%)	187 (24.7%)	771 (23.7%)
	小 計	707 (36.8%)	463 (80.8%)	515 (68.0%)	1,685 (51.8%)
判 定 総 延 件 数		1,923 (100.0%)	573 (100.0%)	757 (100.0%)	3,253 (100.0%)

※出張判定の詳細について(再掲)

		中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	総 計
出 張 先	一時保護所	- (0.0%)	33 (7.1%)	50 (9.7%)	83 (4.9%)
	施設	445 (62.9%)	125 (27.0%)	165 (32.0%)	735 (43.6%)
	市町村(※巡回児童相談含む)	57 (8.1%)	166 (35.9%)	177 (34.4%)	400 (23.7%)
	学 校	76 (10.7%)	27 (5.8%)	16 (3.1%)	119 (7.1%)
	家 庭	74 (10.5%)	45 (9.7%)	38 (7.4%)	157 (9.3%)
	病 院	23 (3.3%)	6 (1.3%)	13 (2.5%)	42 (2.5%)
	そ の 他	32 (4.5%)	61 (13.2%)	56 (10.9%)	149 (8.8%)
出 張 判 定 総 延 件 数		707 (100.0%)	463 (100.0%)	515 (100.0%)	1,685 (100.0%)

※巡回児童相談について(再掲)

	中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	総 計
1歳6か月精健(事後指導含む)	3 (6.1%)	- (0.0%)	2 (1.3%)	5 (1.4%)
3 歳 精 健(事後指導含む)	3 (6.1%)	- (0.0%)	20 (13.2%)	23 (6.5%)
一 般 相 談	43 (87.8%)	155 (100.0%)	129 (85.4%)	327 (92.1%)
巡 回 児 童 相 談 総 延 件 数	49 (100.0%)	155 (100.0%)	151 (100.0%)	355 (100.0%)

平成28年度 中央児童相談所・北児童相談所・南児童相談所の諸証明書発行件数

		中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	総 計
療 育 手 帳	新	112 (34.0%)	44 (22.0%)	53 (24.4%)	209 (28.0%)
	再	124 (37.7%)	51 (25.5%)	83 (38.2%)	258 (34.6%)
医 療 機 関	紹介状	11 (3.3%)	13 (6.5%)	19 (8.8%)	43 (5.8%)
	情報提供等	21 (6.4%)	40 (20.0%)	27 (12.4%)	88 (11.8%)
保 育 所 ・ 幼 稚 園 ・ 学 校		5 (1.5%)	10 (5.0%)	8 (3.7%)	23 (3.1%)
教 育 委 員 会		- (0.0%)	16 (8.0%)	1 (0.5%)	17 (2.3%)
市 町 村		- (0.0%)	13 (6.5%)	13 (6.0%)	26 (3.5%)
児 童 福 祉 施 設 (保 育 所 除 く)		31 (9.4%)	2 (1.0%)	6 (2.8%)	39 (5.2%)
他 児 童 相 談 所		21 (6.4%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	23 (3.1%)
そ の 他		4 (1.2%)	10 (5.0%)	6 (2.8%)	20 (2.7%)
合 計		329 (100.0%)	200 (100.0%)	217 (100.0%)	746 (100.0%)

C 相談種別心理診断実績（延べ件数）

中央児童相談所

			虐待	養護	保健	肢体	視聴覚	言語	重心	知障	自閉	ぐ犯	触法	性行	不登校	適性	しつけ	その他	合計
判定 件数	所内判定	外来児童	132	1						79		4	33	152	3	12			416
		一時保護児童	294	4								42	27	234					601
		施設児童	74	61						1		3		55				5	199
		小 計	500	66						80		49	60	441	3	12		5	1,216
	出張判定	巡回相談	1.6 精健					1											1
			1.6 事後					1						1					2
			3歳精健					2											2
			3歳事後					1											1
			一般相談					19		4				19		1			43
			小 計					24		4				20		1			49
		施設巡回相談	259	58						15		4		87	1			21	445
		そ の 他	113	15						3		4	14	60	2			2	213
	合 計		872	139				24		102		57	74	608	6	13		28	1,923

北児童相談所

			虐待	養護	保健	肢体	視聴覚	言語	重心	知障	自閉	ぐ犯	触法	性行	不登校	適性	しつけ	その他	合計
判定 件数	所内判定	外来児童	19	2				1		32			12	10	9	7			92
		一時保護児童	2	3										3					8
		施設児童											7	3					10
		小 計	21	5				1		32			19	16	9	7			110
	出張判定	巡回相談	1.6 精健																
			1.6 事後																
			3歳精健																
			3歳事後																
			一般相談			1		67						85	1	1			155
			小 計			1		67						85	1	1			155
		施設巡回相談	54	28						5			21	17					125
		そ の 他	81	15						28	2	5	10	33	2	7			183
	合 計		156	48	1			68		65	2	5	50	151	12	15			573

南児童相談所

			虐待	養護	保健	肢体	視聴覚	言語	重心	知障	自閉	ぐ犯	触法	性行	不登校	適性	しつけ	その他	合計
判定数	所内判定	外来児童	68	1				1		46	1	6		39	6	8		1	177
		一時保護児童	7																7
		施設児童	39	8								12							59
		小計	114	9				1		46	1	18		39	6	8		1	243
	出張判定	巡回相談	1.6 精健					2											2
			1.6 事後																
			3歳精健					10						2					12
			3歳事後					3						5					8
			一般相談					61		1				67					129
			小計					76		1				74					151
		施設巡回相談	115	28						1		19	1						164
		その他	152	5				3		5		10	6	17		2		1	201
	合計		381	42				80		53	1	47	7	130	6	10		2	759

<合計>

			虐待	養護	保健	肢体	視聴覚	言語	重心	知障	自閉	ぐ犯	触法	性行	不登校	適性	しつけ	その他	合計
判定数	所内判定	外来児童	219	4				2		157	1	10	45	201	18	27		1	685
		一時保護児童	303	7								42	27	237					616
		施設児童	113	69						1		15	7	58				5	268
		小計	635	80				2		158	1	67	79	496	18	27		6	1,569
	出張判定	巡回相談	1.6 精健					3											3
			1.6 事後					1						1					2
			3歳精健					12						2					14
			3歳事後					4						5					9
			一般相談			1		147		5				171	1	2			327
			小計			1		167		5				179	1	2			355
		施設巡回相談	428	114						21		23	22	104	1			21	734
		その他	346	35				3		36	2	19	30	110	4	9		3	597
	合計		1,409	229	1			172		220	3	109	131	889	24	38		30	3,255

D 地区別出張心理診断件数（施設及びその他の巡回相談を除く巡回児童相談）

	内 訳	虐 待	養 護	保 健	肢 体	視聴覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的 障 害	自閉症	ぐ 犯 行 為 等	触 法	性 格 行 動	不登校	適 性	しつけ	その他	合 計
鹿 角 地 区	1.6 精健																	
	1.6 事後																	
	3歳 精健																	
	3歳 事後																	
	一般相談						14						25					39
	小 計						14						25					39
大 館 地 区	1.6 精健																	
	1.6 事後																	
	3歳 精健																	
	3歳 事後																	
	一般相談						34						43					77
	小 計						34						43					77
北 秋 田 地 区	1.6 精健																	
	1.6 事後																	
	3歳 精健																	
	3歳 事後																	
	一般相談			1			15						14	1	1			32
	小 計			1			15						14	1	1			32
山 本 地 区	1.6 精健																	
	1.6 事後																	
	3歳 精健																	
	3歳 事後																	
	一般相談						4						3					7
	小 計						4						3					7
秋 田 地 区	1.6 精健																	
	1.6 事後						1						1					2
	3歳 精健																	
	3歳 事後																	
	一般相談						3		2				7					12
	小 計						4		2				8					14
由 利 地 区	1.6 精健						1											1
	1.6 事後																	
	3歳 精健						2											2
	3歳 事後						1											1
	一般相談						16		2				12		1			31
	小 計						20		2				12		1			35
仙 北 地 区	1.6 精健																	
	1.6 事後																	
	3歳 精健						3						1					4
	3歳 事後						2											2
	一般相談						25		1				30					56
	小 計						30		1				31					62
平 鹿 地 区	1.6 精健																	
	1.6 事後																	
	3歳 精健						5						1					6
	3歳 事後												5					5
	一般相談						26						20					46
	小 計						31						26					57
雄 勝 地 区	1.6 精健						2											2
	1.6 事後																	
	3歳 精健						2											2
	3歳 事後						1											1
	一般相談						10						17					27
	小 計						15						17					32
地 区 計	1.6 精健						3											3
	1.6 事後						1						1					2
	3歳 精健						12						2					14
	3歳 事後						4						5					9
	一般相談			1			147		5				171	1	2			327
合 計				1			167		5				179	1	2			355

※ 鹿角～山本地区は北児童相談所、秋田・由利地区は中央児童相談所、仙北～雄勝地区は南児童相談所に対応している。

(2) 心理療法・カウンセリング等実施状況

中央児童相談所

(単位：件)

区分 \ 対象	児 童	保 護 者	そ の 他	計
所 内 面 接	292	276	61	629
訪 問 面 接	297	96	328	721
そ の 他	4	22	65	91
計	593	394	454	1,441

北児童相談所

(単位：件)

区分 \ 対象	児 童	保 護 者	そ の 他	計
所 内 面 接	27	39	1	67
訪 問 面 接	53	33	18	104
そ の 他	0	0	0	0
計	80	72	19	171

南児童相談所

(単位：件)

区分 \ 対象	児 童	保 護 者	そ の 他	計
所 内 面 接	38	62	14	114
訪 問 面 接	112	63	96	271
そ の 他	3	28	0	31
計	153	153	110	416

合 計

(単位：件)

区分 \ 対象	児 童	保 護 者	そ の 他	計
所 内 面 接	357	377	76	810
訪 問 面 接	462	192	442	1,096
そ の 他	7	50	65	122
計	826	619	583	2,028

13 一時保護業務

(1) 一時保護の状況

(上段：所内保護分、下段：保護委託分)

種別 \ 年度	26		27		28			
	人 員	構成比(%)	人 員	構成比(%)	人 員	構成比(%)		
養 護	38 (3)	64.4	41 (1)	62.1	39	60.0		
	32 (3)		25		19 (1)			
心身障害								
非 行	8 (2)	13.6	5	7.6	3	4.6		
					1			
育 成	13 (1)	22.0	20	30.3	23 (2)	35.4		
			1					
そ の 他								
計	59 (6)	100.0	66 (1)	100.0	65 (2)	100.0		
	32 (3)		26		20 (1)			
	計 91 (9)		計 92 (1)		計 85 (3)			
延 日 数	2,338		日	2,996		日	2,806	
	810			531				
	計 3,148		計 3,527		計 2,806			
一日当り保護人員	8.6 人		9.7 人		7.7 人			
一人当り保護日数	34.6 日		38.3 日		33.0 日			

- ・ () 内の数字は、前年度の処遇未決定分を内書で記載している。
- ・ 非行の内訳は、触法行為2名、ぐ犯1名である。
- ・ 育成の23名は全て性格行動である。
- ・ 保護人員のうち28年度未決は3名（養護2名、育成1名）である。

○兄弟（姉妹）の保護状況

(上段：所内保護分、下段：保護委託分)

区分 \ 年度	26		27		28	
	人 員	組 数	人 員	組 数	人 員	組 数
2 人	1	組	2	組	2	組
	4	組	2	組	2	組
3 人	1	組	2	組		組
		組		組		組
4 人	1	組	1	組		組
	2	組		組		組
計	3	組	5	組		組
	6	組	2	組		組
実 人 員	9	人	14	人	4	人
	16	人	4	人	4	人

- ・ 保護人員のうち、27年度は養護7組（18名）、そのうち虐待は5組（14名）である。

○母子・父子保護の状況

区分 \ 年度	26		27		28	
	人 員	(件)	人 員	(件)	人 員	(件)
母 子	0 人	(0 件)	0 人	(0 件)	0 人	(0 件)
父 子	0 人	(0 件)	0 人	(0 件)	0 人	(0 件)

○迷子、家出による保護状況

(上段：所内保護分、下段：委託保護分)

区分 \ 年度	26	27	28
迷 子			
家 出	2 人	3 人	1 人

○養護問題のうち虐待関係による保護状況

(上段：所内保護分、下段：委託保護分)

区分 \ 年度	26	27	28
虐 待	32 人	34 人	34 人
	23 人	13 人	12 人

(2) 性別・年齢別状況

(上段：所内保護分、下段：委託保護分)

年度	保護 総数	性別	年 齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
			人 数																				
26	91	男	34				1	1		2			2	2	6	1	4	4	6	3	2		
			16	3		2	2	1		2			1	2	2		1						
		女	25						1				2				4	6	4	3	2	3	
			16	4		1	2	2					2				1		1			3	
		計	59				1	1	1	2				4	2	6	5	10	8	9	5	5	
			32	7		3	4	3		2				3	2	2	1	1	1				3
27	92	男	27							1			4	2	1	3	5	3	4	3	1		
			12	3	1	1	2		1	1				1			2						
		女	39							2	2	2	2	7	1	1	4	6	3	4	5		
			14	2	1	1		1			2						1	1	1	1	3		
		計	66							3	2	2	6	9	2	4	9	9	7	7	6		
			26	5	2	2	2	1	1	1	2				1		1	3	1	1	3		
28	85	男	32							1			4	2	4	4	6	6	1	2	2		
			10				1	1	1	1	1			2	3								
		女	33						1		1	2	1		1	3	5	4	3	5	7		
			10	2	1	2	1				2				1	1							
		計	65						1	1	1	2	5	2	5	7	11	10	4	7	9		
			20	2	1	2	2	1	1	1	3			2	4	1							
		構成比 (%)	11.8						30.6						34.1			23.5					
									9.4			21.2											

(3) 出身地区別状況

(上段：所内保護分、下段：委託保護分)

年度	児相名 地区名 種別	北児童相談所			中央児童相談所		南児童相談所			県 外	住 所 不 定	計
		鹿 角	北 秋 田	山 本	秋 田	由 利	仙 北	平 鹿	雄 勝			
26	養 護	1	2		21	2	1	5	6			38
		2	1		8	2	1	8	6	4		32
	心身障害											
	非 行				3		1	2		2		8
	育 成				11	1				1		13
	その他											
	計	1	2		35	3	2	7	6	3		59
		2	1		8	2	1	8	6	4		32
27	養 護		4	1	22	8	3		3			41
		1	3	3	10	2	4		2			25
	心身障害											
	非 行	1	1		2		1					5
	育 成				18	1			1			20
									1			1
	その他											
	計	1	5	1	42	9	4		4			66
		1	3	3	10	2	4		3			26
28	養 護	1	4	1	25	2	1	3	2			39
					17	2						19
	心身障害											
	非 行				2		1					3
					1							1
	育 成		1		22							23
	その他											
	計	1	5	1	49	2	2	3	2			65
					18	2						20
	児相別 (件)	7			51		7					65
					20							20
	構成比 (%)	8.2			83.6		8.2					100.0

- ・ 地区については、地域振興局管内で区分している。

(4) 保護日数状況

(上段：所内保護分、下段：委託保護分)

年度	保護日数 種別	1～10日	11～20日	21日～30日	31日以上	計	延日数	平均 保護日数
26	養 護	9	9	2	18	38	1,607	42.3
		10	12	3	7	32	810	
	心身障害							
	非 行	2			6	8	314	39.3
	育 成	2	4	2	5	13	417	32.1
	その他							
	計	13	13	4	29	59	2,338	39.6
		10	12	3	7	32	810	
27	養 護	8	4	1	28	41	2,332	56.9
		7	2	5	11	25	503	
	心身障害							
	非 行				5	5	306	61.2
	育 成	7	6	2	5	20	358	17.9
				1		1	28	
	その他							
	計	15	10	3	38	66	2,996	45.4
		7	2	6	11	26	531	
28	養 護	12	2	1	24	39	1,684	43.2
		10	4	2	3	19		
	心身障害							
	非 行				3	3	224	74.7
			1			1		
	育 成	8	3		12	23	898	39.0
	その他							
	計	20	5	1	39	65	2,806	43.2
		10	5	2	3	20		
	構 成 比 (%)	35.3	11.8	3.5	49.4	100.0		

(5) 保護終了後の処遇

(上段：所内保護分、下段：保護委託分)

年 度	処 遇 先			児 童 福 祉 施 設																	里 親 委 託	他 機 関 に 移 送	そ の 他	家 庭 復 帰	年度内に処遇が 決定できないもの
				自立支援	養 護					知 的 障 害					情 短										
	種 類	保護総数	内前年度処 遇未決定分	千秋学園	聖園天使園	児童 感 恩 講 保育院	陽清学園	県南愛児園	秋田赤十字 乳児院	高清水園	阿桜園	吉野学園	東山学園	若竹学園	やまばと園	ことりさわ学園	青森おおぞら学園								
26	養 護	38 32	3 3	3	3 1	3 3	2 1	5 5	6					1 1				1 1	1	1		19 13	1		
	心身障害																								
	非 行	8	2	3							1								2		2				
	健全育成	13	1	2	1		1	1													8				
	その他																								
	計	59 32	6 3	8	4 1	3 3	3 1	6 5	6		1			1 1				1 1	2 1		29 13	1			
27	養 護	41 25	1	5		7	2	4									2			4 4	17 9	4			
	心身障害																		6						
	非 行	5		4																	1				
	健全育成	20 1		2																1	15	2			
	その他																								
	計	66 26	1	11		7	2	4	2								2				33 9	2 4			
28	養 護	39 19		1	1 7	2 3		3	5								3			1 2	24	2			
	心身障害																								
	非 行	3 1		2									1							1					
	健全育成	23	2	5		2	1						1						2		11	1			
	その他																								
	計	65 20	2 1	8	1 7	4 3	1 4	3	5				1 1				3		3	3	35	3			
構 成 比 (%)				9.4	33.0					2.4					3.5			3.5	3.5	41.2	3.5				

(6) 週間児童生活プログラム

時刻 \ 曜日		月	火	水	木	金	土	日		
午 前	6 : 30～	起床・寝具の整理・洗面（11月～3月は7:00）								
	7 : 15～	配膳・朝食（11月～3月は7:30）・自由時間								
	9 : 00～	朝の会								
	9 : 15～	掃除・洗濯物の整理								
	9 : 45～	目標	学習	美術	学習	学習	自由時間 (ゲームは9:30～11:30)			
		作文								
	10 : 30～	休み時間								
	10 : 45～	作文	学習	美術	学習	学習				
		学習								
11 : 30～	休み時間									
11 : 45～	配膳・昼食・昼休み									
午 後	1 : 00～	スポーツ・作業					自由時間 (ゲームは1:00～3:00)			
	2 : 00～	入浴・洗濯・洗濯物干し (待っている児童は自由時間)								
	3 : 00～	配膳・おやつ・自由時間								
	3 : 45～	掃除・布団しき・夕べの会・自由時間					掃除・布団しき・自由時間			
	5 : 00～	読書（マンガも可）								
	5 : 45～	配膳・夕食・自由時間								
	7 : 30～	日記（ふりかえり）								
	7 : 35～	夜の学習					自由時間			
	8 : 00～	小学生以下の就寝時間（起床は6:30）								
	9 : 00～	中学生以上の就寝時間（起床は6:30）								

1 4 保 健 業 務

(1) 児 童 対 する 医 学 診 断 指 導 及 び 保 健 指 導 実 施 状 況

(延 人 数)

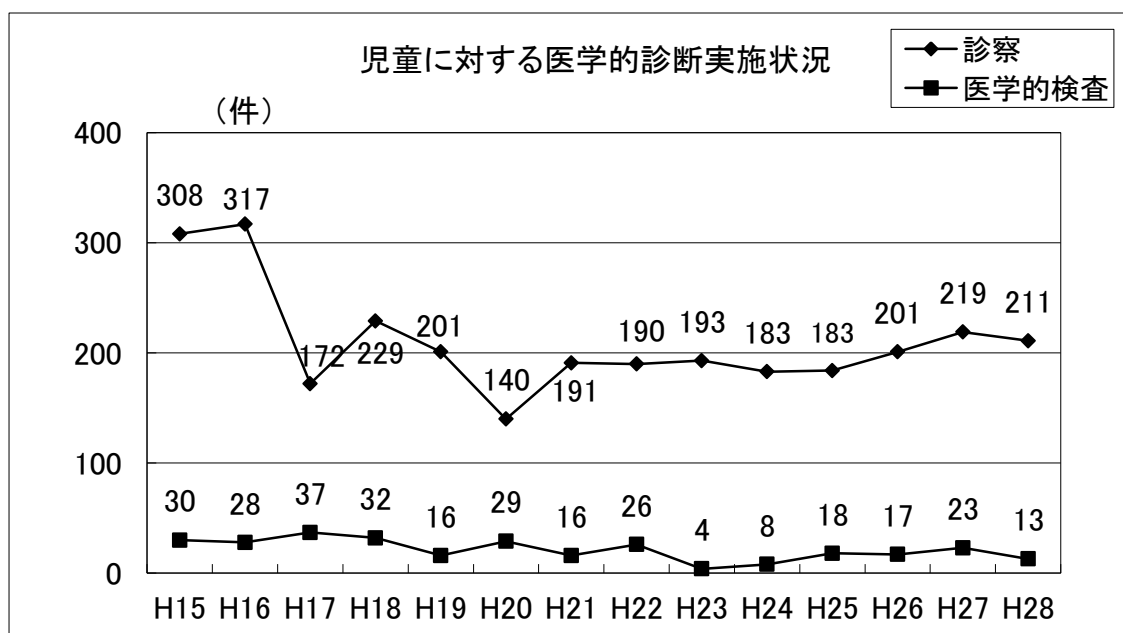
項 目 ・ 指 導 項 目 / 年 度		26	27	28
医 師 に よ る 診 断 指 導 治 療	小児科医の一般検診	143	144	152
	精神科医の診察	6	22	14
	精神科医の書類審査			
	秋田大学医学部附属病院	1		
	太平療育園			
	回生会病院	1		
	市立秋田総合病院	3	11	8
	日赤病院			2
	みゆきレディースクリニック	18	5	6
	歯科医院			4
	その他の医療機関	29	37	25
	計	201	219	211
医 学 的 検 査	H B s 抗原検査			
	肝機能血液検査			
	血液一般検査		2	3
	脳波検査			
	心電図検査			
	レントゲン検査	1	12	3
	C T 検査			
	M R I 検査			
	婦人科に関する検査	14	7	5
	その他の検査	2	2	3
	計	17	23	14
そ の 他	身体計測	44	47	48
	保健指導	76	118	152
	計	120	165	200

(2) 嘱託医（精神科医）の業務実績（月2回）

(延べ人数)			
診察内容／年度	26	27	28
療育手帳			
特別児童扶養手当			
障害児福祉手当			
継続指導児童（通所）			
一時保護児童	6	22	14
その他			
合 計	6 (6)	22 (22)	14 (14)

※（ ）は実人員である

(3) 医学診断実施状況（全児相）



「医学的検査」は、一時保護児童に対して行われている。

「診察」は中央児童相談所嘱託医等による一時保護児童、外来児童への診察、南北児童相談所嘱託医による外来児童の診察、南北児童相談所での1歳6ヶ月・3歳児精神発達精密健診・巡回児童相談において協力を要請している医師による診察の件数である。診察件数は医療機関への紹介状や巡回相談における児童の書類審査を除いたことにより、平成16年度より減少しているが、近年は200～210前後で推移している。

15 家庭・地域への援助事業

(1) 巡回児童相談実施状況

地 域	回 数	相 談 者 数
大 館 鹿 角 地 区	31	116
鷹 巣 阿 仁 地 区	11	32
山 本 地 区	5	7
秋 田 地 区	6	14
由 利 地 区	8	35
仙 北 地 区	30	62
平 鹿 地 区	18	57
雄 勝 地 区	15	32
合 計	124	355

児童福祉の向上を図ることを目的に、遠隔地や必要な地域に児童相談所の機能を移動して相談活動を行う「巡回児童相談」を実施している。

年間計画に基づいて実施しているが、地域から要請があった場合は追加で相談日を設けて対応している。表は、年間計画に基づいて実施したものに、追加実施分を足した延べ数である。

平成28年度は、県内8地区において延べ124回実施した。そのうち、児童心理司が面接したものについてはP.36の地区別出張心理診断件数のとおり。

スタッフは、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、家庭相談員等で構成されており、1歳6ヶ月・3歳児精神発達精密健康診査に対応できるようにしている。

(2) 研修生・実習生指導

所 属 学 校 名	学 年	期 間	日 数	人 数
1 実習生				
・ 聖霊女子短期大学	2	28. 7. 25 ～ 8. 4	10	5
・ 聖園学園短期大学	2	28. 8. 29 ～ 9. 8	10	5
・ 秋田大学大学院	1	28. 7. 8 ～ 7. 19	4	6
・ 横手市立十文字中学校	教諭	28. 7. 25 ～ 7. 27	3	1

(3) 施設見学者への対応

年 月 日	主 催	見 学 者	人 数
28. 5. 23	千秋学園	現場実習生	3
28. 8. 29	千秋学園	現場実習生	3
28. 9. 1	秋田県子育て支援課（インターンシップ）	現場実習生	4
28. 9. 27	秋田家庭裁判所	司法修習生	8
28. 10. 20	本荘地区保護司会	会員	32

(4) 地域子育て支援啓発活動への協力（講師派遣）

地域における各種の研修会等に講師又は助言者として出席し、地域啓発活動及び関係機関との連携を図った。

(中央児童相談所)

年 月 日		名 称	主 催	場 所
H28	7. 4	平成28年度生徒指導推進会議	秋田県中央教育事務所	秋田県総合教育センター
	7. 27	幼稚園・保育所・認定こども園10年経験者研修Ⅲ	秋田県教育庁幼保推進課	秋田県総合教育センター
	8. 6	里親トレーニング研修	秋田赤十字乳児院	ひだまりの家
	10. 19	平成28年少年警察実務専科	秋田県警察本部生活安全部	秋田県警察学校
	10. 20	秋田市医師会園医の会	秋田市医師会	秋田市老人福祉センター
	11. 2	秋田県人権擁護委員連合会委員大会	秋田県人権擁護委員連合会	秋田県障害学習センター
	11. 29	平成28年度保育サポーター新規養成講習会	特定非営利法人 秋田県子育てサポーター協会	秋田県生涯学習センター
	12. 8	平成28年度秋田県子育て支援員研修	特定非営利法人 秋田県子育てサポーター協会	秋田県生涯学習センター
	12. 16	平成28年度被措置児童等の権利擁護・施設内虐待撲滅に係る研修会	秋田県児童養護施設協議会	秋田市文化会館
H29	1. 11	秋田大学教育文化学部講義	秋田大学	秋田大学教育文化学部
	1. 18	秋田大学教育文化学部講義	秋田大学	秋田大学教育文化学部
	2. 4	養育里親更新研修	秋田県子育て支援課	聖園天使園
	2. 16	平成28年度被措置児童等の権利擁護・施設内虐待撲滅に係る研修会	秋田県児童養護施設協議会	秋田市文化会館

(北児童相談所)

年 月 日		名 称	主 催	場 所
H28	11. 10	秋田県放課後児童支援員認定資格研修	秋田県子育て支援課	北秋田市民ふれあいプラザ
	11. 12	里親認定前研修	秋田県子育て支援課	秋田県庁

(南児童相談所)

年 月 日		名 称	主 催	場 所
H28	4. 21	大仙・仙北・美郷保育協議会研修会	大仙・仙北・美郷保育協議会	大仙市大曲交流センター
	6. 11	里親認定前研修	秋田県	秋田県庁
	10. 7	子育て講座	大仙市教育委員会協和公民館	大仙市立協和小学校
	11. 9	平成28年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修	秋田県	大仙市大曲交流センター
H29	1. 12	大仙市西仙北地区民生児童委員協議会研修会	大仙市西仙北地区民生児童委員協議会	大仙市社会福祉協議会西仙北支所

16 児童虐待防止対策事業

(1) 要保護児童対策地域協議会の指導

- 平成19年度中に、全県25市町村すべてに要保護児童対策地域協議会が設置され、活動を開始しました。県の要保護児童対策地域協議会も平成20年5月に設置されました。
- 業務は、次の会議により進められる。
 - 代表者会議 …………… 地域協議会の構成員の代表者による会議、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的とする。
 - 実務者会議 …………… 実際に活動する実務者から構成される会議。
 - 個別ケース会議 …… 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している関係機関の担当者による検討会議。
 - 進行管理部会 ……… ケースの指導進捗状況を定期的に確認し、管理する。

・開催状況

	代表者会議	実務者会議	個別ケース会議	進 行 管 理 部 会
中央児童相談所 (5市3町1村)	6カ所で 7回開催	6カ所で 17回開催	3カ所で 11回開催	市町村単位で開催
				進行管理ケース総数
				1032ケース
北児童相談所 (4市4町1村)	4カ所で 4回開催	8カ所で 16回開催	5カ所で 12回開催	市町村ごとに開催 (警察署単位)
				進行管理ケース総数
				269ケース
南児童相談所 (4市2町1村)	6カ所で 6回開催	6カ所で 12回開催	7カ所で 56回開催	市町村単位で開催
				進行管理ケース総数
				327ケース

(2) 啓発活動の実施

- ・児童相談所のホームページ「子育てマップ」
- ・児童虐待防止対策マニュアルの活用
- ・児童虐待防止推進月間及びDV防止キャンペーン

(3) 家族関係再構築支援事業

(中央児童相談所)

1 目的

児童虐待を受けた子どもが安全で安心な生活を送り、健やかに成長するためには、親子関係の調整のみならず、家族機能の再生・修復を視野に入れた家族全体への支援が必要である。そのため、子どもが施設入所し親子分離した場合には、将来の家庭復帰だけでなく、家族関係を再構築する総合的な支援が必要である。よって、「家族関係再構築支援チーム」を設置し、親と子のアセスメントを行い、その家族にあった個別の家族関係のあり方を検討し、虐待の再発防止を図る。

2 家族関係再構築支援チームの開催回数

月2回の定例開催とその他必要に応じ随時開催（平成28年度開催回数 20回）

3 対象児童

施設入所する被虐待児童、施設入所している被虐待児童、施設入所中で家族交流に困難のある児童（平成28年度登録ケース 51件）

4 検討内容

援助指針票の作成・変更、家族交流プログラムの作成・変更、家族交流プログラムの進行管理、家族交流の目的と方法

(4) スーパーバイザー研修事業

1 目的

児童相談所職員をはじめ、児童虐待防止に携わる関係機関職員の相談・援助技術の向上を目的とする。

2 実施日

平成28年 6月・ 7月・10月・11月の4回実施（平鹿地域振興局）

3 スーパーバイザー

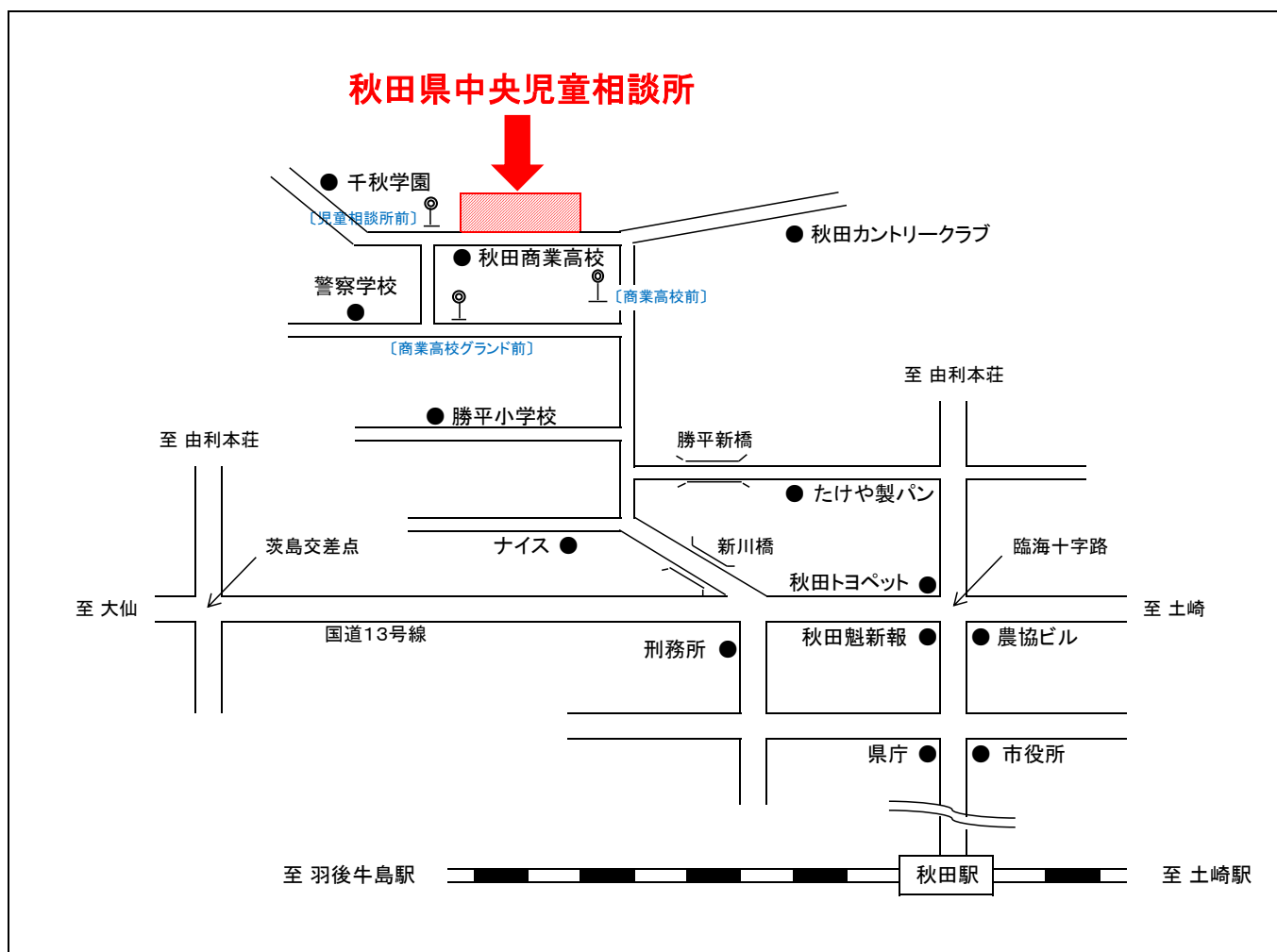
秋田大学教育文化学部教授（臨床心理士） 柴田 健 氏

【 児 童 福 祉 施 設 一 覧 】

番号	施 設 名	設 置 主 体	経 営 主 体	事業開始 年 月 日	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号	定員	最 寄 り 駅
①乳児院									
1	秋 田 赤 十 字 乳 児 院	日本赤十字社	日本赤十字社 秋 田 県 支 部	S24. 8. 1	010-0041	秋田市広面字釣瓶町100-3	018-884-1760 018-884-1762	30	秋田駅下車 バス10分
②児童養護施設									
1	聖 園 天 使 園	(福)聖心の布教 姉 妹 会	(福)聖心の布教 姉 妹 会	S23. 5. 1	010-0911	秋田市保戸野すわ町1-58	018-823-2696 018-823-2699	63	秋田駅下車 バス10分
2	感 恩 講 児 童 保 育 院	(福)感 恩 講	(福)感 恩 講	S23. 5. 1	011-0901	秋田市寺内神屋敷2-1	018-845-0483 〃	60	土崎駅下車 バス15分
3	県 南 愛 児 園 ド リ ー ム ハ ウ ス	横 手 市	(福)ファミリー ケアサービス	S26. 5. 1	013-0044	横手市横山町1-1	0182-32-6065 0182-32-4678	36	横手駅下車 徒歩5分
4	陽 清 学 園	(福)県北報公会	(福)県北報公会	S30. 4. 1	018-3452	北秋田市七日市字家向46-1	0186-66-2104 0186-66-2659	57	鷹巣駅下車 バス20分
③児童自立支援施設									
1	千 秋 学 園	秋 田 県	秋 田 県	S23. 1. 1	010-1602	秋田市新屋下川原町1-2	018-862-2614 018-863-2416	36	秋田駅下車 バス30分
④福祉型障害児入所施設（知的障害児施設）									
1	阿 桜 園	(福)秋田県社会 福 祉 事 業 団	(福)秋田県社会 福 祉 事 業 団	S39. 4. 1	013-0064	横手市赤坂仁坂105	0182-32-6085 0182-32-7359	50	横手駅下車 バス10分
2	若 竹 学 園	(福) 秋 田 県 厚 生 協 会	(福) 秋 田 県 厚 生 協 会	S39. 4. 1	010-1413	秋田市御所野地蔵田2-15-1	018-838-0607 018-839-1300	30	秋田駅下車 バス30分
3	東 山 学 園	(福)花輪ふくし会	(福)花輪ふくし会	S40. 4. 1	018-5201	鹿角市花輪字案内58-8	0186-23-3021 0186-23-7877	20	花輪駅下車 バス10分
4	大 野 岱 吉 野 学 園	(福)県北報公会	(福)県北報公会	S44. 4. 1	018-3452	北秋田市七日市字家向46-1	0186-66-2104 0186-66-2659	30	鷹巣駅下車 バス25分
5	や ま ば と 園	湯沢雄勝広域 市町村圏組合	(福)秋田県社会 福 祉 事 業 団	S49. 10. 1	012-0112	湯沢市三梨町飯田字二ツ森43	0183-42-2141 0183-42-4709	10	湯沢駅下車 バス30分
⑤医療型障害児入所施設（肢体不自由児施設）									
1	秋田県立医療療育センター	秋 田 県	地方独立行政法人 秋田県立療育機構	H22. 4. 1	010-1407	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番 地128	018-826-2401 018-826-2407	60	秋田駅下車 バス20分
⑥医療型障害児入所施設（重症心身障害児施設）									
1	独立行政法人国立病院機構 あ き た 病 院	独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	S42. 2. 1	018-1393	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	0184-73-2002 0184-73-2370	160	道川駅下車 徒歩5分
2	秋田県立医療療育センター	秋 田 県	地方独立行政法人 秋田県立療育機構	H22. 4. 1	010-1407	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番 地128	018-826-2401 018-826-2407	40	秋田駅下車 バス20分
⑦県外委託実績施設									
施 設 種 別			施 設 名	郵便番号	所 在 地			電 話 番 号	
児 童 心 理 治 療 施 設			青 森 お お ぞ ら 学 園	030-0133	青森県青森市大字雲谷字山吹237-17			017-752-0080	
			こ と り さ わ 学 園	020-0102	岩手県盛岡市上田字松屋敷11-20			019-662-5257	
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 （ 重 症 心 身 障 害 児 施 設 ）			独立行政法人国立病院機構 釜 石 病 院	026-0053	岩手県釜石市市内町4-7-1			0193-23-7111	
			独立行政法人国立病院機構 青 森 病 院	038-1331	青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野155			0172-62-4055	
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 （ 肢 体 不 自 由 児 施 設 ）			岩 手 県 立 療 育 セ ン タ ー	020-0401	岩手県盛岡市手代森6-10-6			019-624-5141	

<中央児童相談所案内図>

所在地 〒 010-1602 秋田県秋田市新屋下川原町 1 番 1 号
 電話番号 0 1 8 - 8 6 2 - 7 3 1 1
 F A X 番号 0 1 8 - 8 2 4 - 4 0 1 0



【 交通案内 】

● 車をご利用の場合

J R 秋田駅 から 約 2 0 分

● バスをご利用の場合 (秋田中央交通)

J R 秋田駅西口から

川尻割山線 (6 番線) [商業高校グランド前] 下車 徒歩 5 分

山王・商業高校線 (6 番線) [商業高校前(構内)] 下車 徒歩 3 分

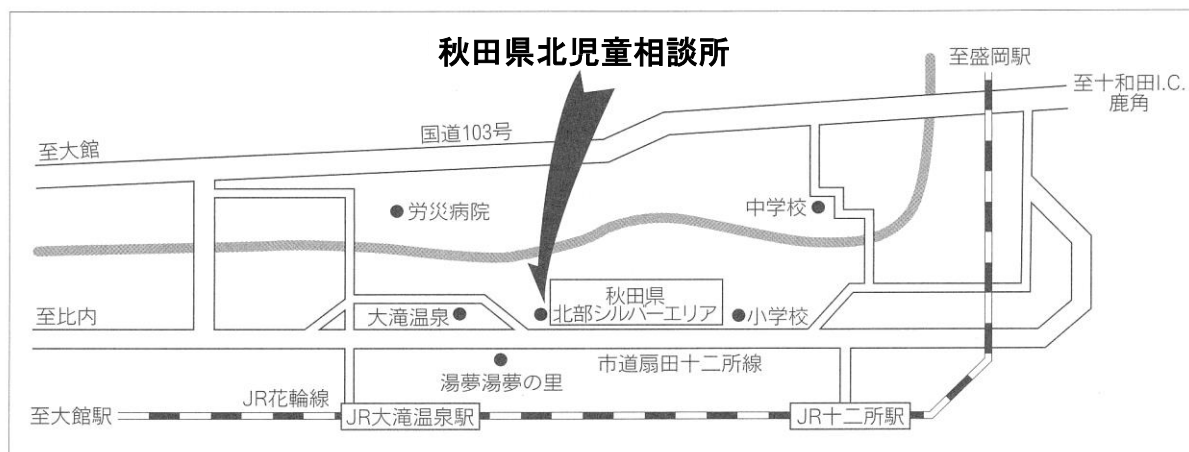
山王・商業高校線 更生センター行き (6 番線) [児童相談所前] 下車

※ 山王・商業高校線 更生センター行きは、運行時間が朝夕に限られています。

<北児童相談所案内図>

所在地 〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1

電話番号 (0186) 52-3956 FAX (0186) 52-3959



【交通案内】

最寄り駅：J R 花輪線十二所駅 徒歩15分

J R 花輪線大滝温泉駅 徒歩20分

バス：J R 大館駅 駅前ステーションから

秋北バス 花輪営業所行き 約60分 北部エリア停留所下車すぐ
(北秋田地域振興局大館福祉環境部内)

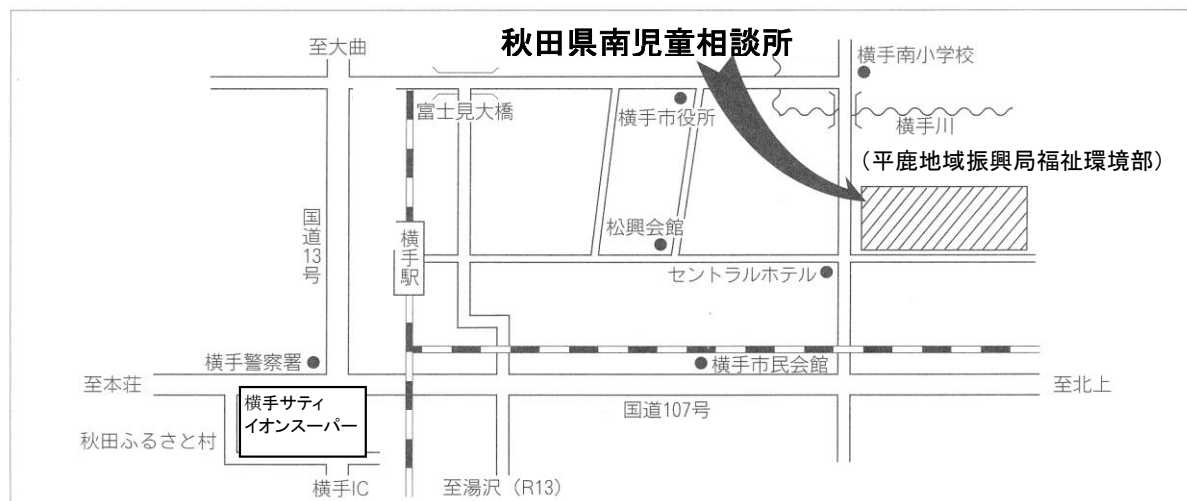
J R 鹿角花輪駅から

秋北バス 大館駅前行き 約30分 北部エリア停留所下車すぐ

<南児童相談所案内図>

所在地 〒013-8503 横手市旭川1-3-46

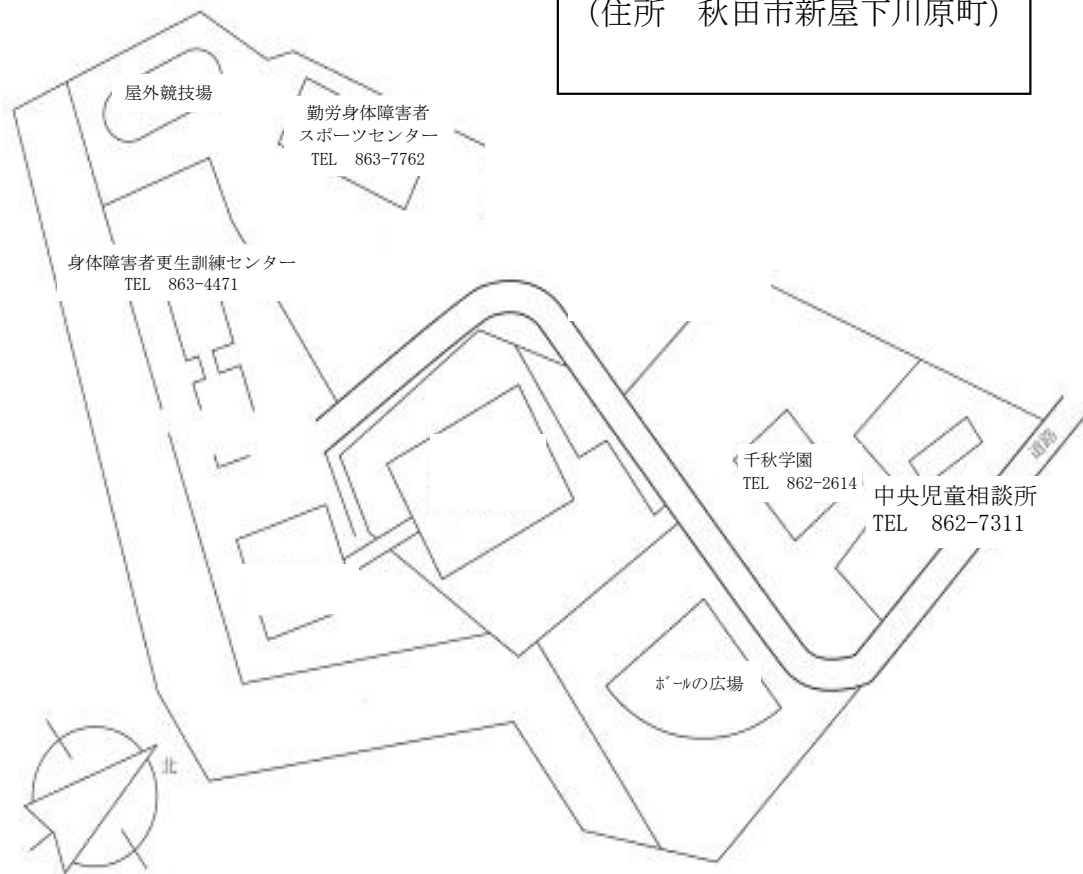
電話番号 (0182) 32-0500 FAX (0182) 32-3369



【交通案内】

最寄り駅：J R 奥羽本線横手駅 徒歩約15分 (平鹿地域振興局福祉環境部内)

福祉団地施設配置図
(住所 秋田市新屋下川原町)



平成29年度版
(平成28年度実績)

業 務 概 要

平成29年8月 発行

編集 秋田県中央児童相談所